

広島県医師会速報

2023年(令和5年)4月25日号 第2549号

1 令和4年度 第3回 財務委員会

令和5年度事業計画(案)・予算(案)について審議

4 広島県医師会 ブラジル被爆者平和協会 ブラジル資料受領セレモニー

ブラジル被爆者の苦難の証言を後世に伝承する

10 理事会記事(3月23日)

14 会員へのお知らせ

電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱い事務連絡に関する診療報酬上の臨時的な取扱いの終了に伴う診療体制のご協議
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の地方公共団体ごとの交付限度額等(情報提供)
G7広島サミット強化サーベイランスの実施(依頼) 医療機器のサイバーセキュリティ導入に関する手引書の改訂 他

26 社保の栞

新たに保険適用が認められた検査 e-資料 通達文書(社保関係) 掲載情報 他

30 介護保険の窓 e-資料 通達文書(介護保険関係) 掲載情報

32 広島県地域医療支援センターだより

33 医事紛争委員会だより(ワンポイントアドバイス) ①

医事紛争委員会だより(ワンポイントアドバイス)の開始

34 労災・自賠責コーナー 障害(補償)等給付支給請求書に添付する診断書の様式の改正

35 勤務医ニュース 移動診療車は10歳になりました(総合病院 庄原赤十字病院 院長 中島浩一郎)

36 禁煙コーナー 心臓血管疾患と歯科疾患をめぐる喫煙問題について(中国労災病院 心臓血管外科 季白 雅文)

37 広島医学コーナー (第76巻4号)

38 広島県医師協同組合情報 生命共済も医師協ならあんしん

39 募集コーナー

46 学術講演会ガイド(4月25日~5月24日)

49 学会案内 令和5年度 母体保護法指定医師研修会

51 編集室 人さし指にご用心(河村 りゅう)



会員の先生方は、e-広報室から
カラーで速報を閲覧できます。



新型コロナウイルス感染症(COVID-19)情報は7・16~18・24・34ページをご覧ください

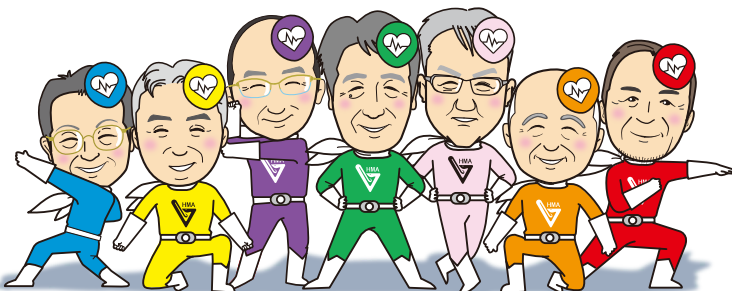
医事紛争委員会だより(ワンポイントアドバイス)連載開始!!

☆ 偶数月の25日号に掲載予定 ☆



広島県医師会医事紛争委員会より、医事紛争の未然防止や初期対応のポイント等をコラム形式で掲載し、会員の先生方を支援いたします。今号は33ページをご覧ください。

今後のワンポイントアドバイスに、ぜひ、ご期待ください!!



令和4年度 第3回 財務委員会

ー令和5年度事業計画(案)・予算(案)について審議ー

と き 令和5年2月17日(金) 午後7時30分

ところ 広島県医師会館 201会議室 Web開催



広島県医師会財務委員会 委員長 辻 勝三

このたび、「令和5年度事業計画(案)並びに予算(案)」を審議すべく、令和5年2月17日(金)に委員会を開催した。会議冒頭に委員定数9名中7名(来館3名、Web会議4名)が出席し、委員会が成立していることを確認し、議事に入った。

なお、このたびの議題についてはいずれも3月7日(火)開催の第13回理事会にて承認されている。

挨拶(要旨)

広島県医師会副会長 吉川 正哉

広島県では、令和4年12月16日(金)、本県独自の「医療非常事態警報」が発令され、1月31日に解除された。新型コロナウイルス感染者数は若干の減少傾向にあるが、一方で、季節性インフルエンザが3シーズンぶりに流行している。引き続き気を緩めることなく感染対策に取り組み、感染症と向き合っていかなければならない。

また、厚生労働省の専門部会は、3ヵ月程度の準備期間を設けるとした上で、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを「5類」に引き下げる方針を示した。

さらに、マスクの着用については、令和5年3月13日(月)以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることとしたが、医療機関や高齢者施設では引き続きマスク着用が推奨されており、混乱が起きないことを願っている。

本日は、令和5年度の事業計画・予算等をご審議いただく。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更や対症療法の確立が進むことで、本格的にウィズコロナへ向かうと思われる。残されている重要な課題である、地域医療構想の見直しやHMネッ

トを活用した地域包括ケアシステムの深化、さらには、医師会の組織強化などに引き続き重点的に取り組み、地域医療を守る決意である。委員の皆さまには慎重なご審議と忌憚のないご意見を賜りたい。

議 事

(1) 令和4年度事業報告(4～12月)について

令和4年4月から12月までの事業報告に関して、主に10月から12月における取り組みや重要項目などについて事務局より説明が行われた(4～9月については令和4年12月16日(金)開催の第2回財務委員会にて報告済み)。

報告項目は、組織強化委員会、日本医師会への政策提言、中国四国医師会連合関係、行政への要望書提出(物価高騰に対する追加策)、臨床研修医会費減免期間の延長、第75回広島医学会総会、高度医療・人材育成拠点ビジョン推進会議、地区医師会等と連携した社会人等の地区医師会立看護学校の入学促進事業、ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)関係、医療安全研修会補助制度、広島がん高精度放射線治療センター事業関係の11点であった。委員からは、看護学校の入学説明会の時期を早めてほしい旨の要望や、HMネットの機能の一つである「HM-Box」の説明会の開催要望などが挙がった。

(2) 腫瘍登録特別会計の廃止等について

令和2年度限りで新規資料の収集を停止したことに伴い、広島県・放射線影響研究所からの補助金・交付金が交付されなくなったため、令和5年度より腫瘍登録特別会計を廃止し、一般会計に組み入れ、腫瘍登録事業に係る経費は、他の経費とセグメント上で区分経理し、収支の状況を明確化することなどについて事務局より説明があった。

委員からは、「腫瘍登録委員会は完全にはなくなるのか」との質問があり、今後も未作成の報告書作成やデータ利用申請などに対応する役目が残っているため、委員会を開催できる形は残しているとの回答があった。

(3) 令和5年度事業計画案について

事業計画は、「基本方針」と「箇条書きで記された重要項目」の2つで構成されている。

会務運営の基本方針として、新型コロナウイルス感染症について、政府は令和5年5月8日(月)から5類への移行を決定したが、引き続き、厳重な感染防止対策とまん延防止に取り組む責務が求められているため、今後も広島県行政・市区郡地区医師会と連携し、県内医療機関・介護施設等に対し、コロナ診療検査体制の維持と感染防止対策に全力で傾注する。

また、令和5年度は、ポストコロナを見据え、地域医療構想の見直しと地域包括ケアシステムの推進と深化に加え、ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)の拡充による広島県の「ひろしまメディカルDX構想」の推進、そして、昨年基本構想が策定された「高度医療・人材育成拠点」構想の進展、「かかりつけ医機能制度」や「医師会の組織強化」等の重要課題に役職員一丸となり、広島県の医療を日本一にするべく全力で取り組む、といった内容が示されたほか、主な項目について説明があった。

(4) 令和5年度予算案について

予算(案)については、前年度予算額と比較して増減の大きな科目を中心に、事務局より説明があった。

会計ごとの増減要因などは以下の通りであった。

【一般会計】

経常収益計は、8億4,700万円余で、前年度比160万円余増。

これは、土地借り上げ料の値上げによるテナント収入、また、コロナ禍からの回復傾向に伴

う会館利用の増加などを見込む一方、令和5年度より、卒後5年間の会費減免を開始することや、診療報酬改定に伴う関連書籍販売の収入が令和5年度はないことが要因である。

経常費用計は、9億7,000万円余で、前年度に比べ2,800万円余増。

これは、令和5年度は、隔年事業である診療報酬改定や会員名簿発刊に伴う費用が減少している一方で、全A会員対象のサイバーリスク100万円保険への加入、光熱費の値上げ、腫瘍登録会計を廃止し一般会計に組み込んだこと、医師会史の発刊による印刷費やそのほか、各種会議や研修会の増に伴う旅費・諸謝金等の増加が要因である。

【腫瘍登録特別会計】

令和5年度より、腫瘍登録特別会計は廃止し一般会計に組み込むため、腫瘍登録特別会計の予算はなし。

【ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)特別会計】

経常収益計は、2億490万円余で、前年度に比べ3,900万円余増。

これは、現在の参加施設数からの利用料収入、また、広島県からの補助金も増額される見込みであることが要因である。

経常費用計は、2億300万円余で、前年度に比べ1,000万円余増。

これは、開示医療機関への助成金の増額、利活用促進に向けたフォローアップコーディネーターの新設等による委託費の増加を見込んでいることが要因である。

【広島がん高精度放射線治療センター特別会計】

経常収益計は、6億400万円余で、前年度に比べ3,900万円余増。

これは、広島県が算定した患者数が増加見込みであることが主な要因である。

経常費用計6億400万円余で、前年度比3,900万円余増。

高精度放射線治療センターは、黒字の場合、広島県に寄付金として納付するため、正味財産期末残高は0円となるようにしており、収入の範囲内で予算を計上している。

委員からは多岐にわたる質問や要望があった。主な質疑・要望は以下の通り。

○地価上昇における入居団体の賃料についてはいかがお考えか。

→賃料については、数年単位で見直していく予定であり、詳細は現在協議中である。

○HMネット特別会計の予算で、広島県補助金が前年度比3,600万円増加したのはなぜか。

→広島県としてもより一層本事業に力を入れるため、人件費や広告費に対しても予算をつけていただけたこと、また、事業拡大、システム改修を見込んでのものである。

○世間は、ウィズコロナに向かっているが、医療機関は、ゼロコロナを目指している。このギャップが混乱を招きかねないが、これに関して広島県医師会としてなにか啓発活動等考えているか。

→現段階では国や日本医師会の指針が示されておらず、見通しが不明瞭なため、今後の方針が明らかになり次第、広島県医師会としても策を検討していく予定である。

委員長コメント

このたびの会議では、令和5年度に向けて、事業計画(案)・予算(案)について重点的に審議した。新型コロナウイルスは徐々にではあるが減少傾向にあり、国は、マスク着用についての考え方、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けの引き下げを示した。これに伴って、広島県医師会も情勢を見通した事業計画、予算立てをされていると感じた。

今回は、令和4年度決算(案)を中心に協議する予定となっており、次回の定時代議員会に上程される重要な議題である。引き続き、会員の先生方の県医師会に対する意見や要望を集約し、広島県医師会の根幹に関わる協議を行うべく、委員一丸となって責務を全うしてまいりたい。

(辻 勝三)

財務委員会は、定款第59条第1項の規定に基づく県医師会唯一の代議員会設置の委員会である。

(1)各年度事業計画及び収支予算に関すること、(2)各年度決算に関すること、(3)その他、代議員会及び理事会の決議により付託された案件の検討が目的で設置されている。委員は、県内8ブロック9名により構成されている。

委員名簿(任期:令和4年6月12日~令和6年6月8日) ※順不同

吉 川 幸 伸	(第1ブロック 呉市)
奥 田 芳 昭	(第2ブロック 松永沼隈地区)
※ 能 宗 紀 雄	(第3ブロック 尾道市)
林 充	(第4ブロック 庄原市)
◎ 辻 勝 三	(第5ブロック 安佐)
城 原 直 樹	(第6ブロック 竹原地区)
○ 佐 藤 修 治	(第7ブロック 広島市)
半 田 徹	(第7ブロック 広島市)
伊 藤 公 訓	(第8ブロック 広島大学)

◎…委員長、○…副委員長

※代議員会後に財務委員が変更となったため、次回代議員会にて議長より指名されるまではオブザーバー参加となる。

広島県医師会 ブラジル被爆者平和協会 ブラジル資料受領セレモニー

ーブラジル被爆者の苦難の証言を後世に伝承するー

と き 令和5年4月10日(月) 午後2時

ところ 広島県医師会館 広島県医師会被爆伝承コーナー



広島県医師会	会 長	松村	誠
広島県医師会	常任理事	茗荷	浩志
広島県医師会	常任理事	平尾	健



資料開封の様子 (左から松村誠広島県医師会会長、鎌田七男広島大学名誉教授、東幸仁広島大学原爆放射線医科学研究所長、田代聡広島大学原爆放射線医科学研究所教授・IPPNW日本支部事務総長)

広島県医師会は、令和2年に解散したブラジル被爆者平和協会から被爆に関する資料を受け継ぐため、4月10日(月)に広島県医師会被爆伝承コーナーにて受領セレモニーを開催した。平尾健常任理事の司会により進行し、松村誠会長の挨拶の後、鎌田七男広島大学名誉教授、田代聡広島大学原爆放射線医科学研究所教授・IPPNW日本支部事務総長、東幸仁広島大学原爆放射線医科学研究所長から挨拶が述べられた後、資料の開封が行われた。最後に、松村誠会長がブラジル被爆者平和協会の活動を継承したブラジル原爆被爆者の会への感謝状を読み上げた。

当日は、報道2社が出席し、新聞やWebニュースなどで広く取り上げられた。

以下、概要を報告する。

挨拶(概要)



松村 誠
広島県医師会会長

令和2年にブラジル被爆者平和協会が解散し、その後、貴重な資料を保管していただいていた在ブラジル原爆被爆者の会から資料の寄贈を受けた。資料は今年の3月に広島に到着し、くん蒸処理を行い、本日の公開に至った。

昭和20年8月6日の原爆投下によって多くの人の運命が変わった。ブラジル被爆者がどんな運命をたどったのか、この資料の中に詰まっている。今後は広島県医師会と広島大学原爆放射線医科学研究所が資料の解析と研究等を行い、8月には広島県医師会被爆伝承コーナーに展示する。今後も県内外の被爆者の事実を後世に伝える取り組みを行ってまいります。



鎌田 七男
広島大学名誉教授

ブラジル被爆者平和協会は会員の高齢化が進み、資料の保管が困難な状況になり、約5年前から資料を広島に戻せないか検討を始めた。協会の解散後に資料をまとめていただくよう現在の事務局長に依頼したところ、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、約2

年間でまとめていただいた。さらに令和4年10月には6箱にまとめていただいた。どのような形で保管するのがよいか検討したが、広島県医師会は昭和60年から在外被爆者健康相談等事業を実施しており、被爆者のカルテと一緒にブラジル被爆者平和協会の活動の歴史がまとまった形がよいとの結論に至り、今年になって正式に広島県医師会に依頼した。

資料は被爆者の手帳、被爆者を対象としたアンケートなど約60種類に及ぶ。非常に生々しい記録が残っていると考えられる。広島大学原爆放射線医科学研究所が解析し、広島県医師会が保管することで、ブラジルの被爆者の足跡がしっかりと語り継がれていくものと期待している。



田代 聡
広島大学原爆放射線
医科学研究所教授・
IPPNW日本支部事務総長

本日はブラジル被爆者の非常に貴重な医療の記録や生活の記録等の資料を広島県医師会館で保管できるようになり、このような日を迎えることができ本当にうれしく思う。広島大学原爆放射線医科学研究所長の時から保管する団体を検討していた。広島大学原爆放射線医科学研究所には資料解析部があり、その部署と協力して解析を行っていく。

IPPNWの活動は広島県医師会が中心である。被爆資料を継承する取り組みとIPPNWの活動の両方で、平和の情報を広島から世界に発信していくことが非常に重要である。そのような意味でも本日は大変重要な日となった。



東 幸仁
広島大学原爆放射線
医科学研究所長

ブラジル被爆者平和協会からの貴重な医学資料を整備してまいる。これまで広島県医師会あるいはHICAREが長年ご尽力された事業にこのような形で参画でき、大変感謝している。

資料開封

出席者により資料の開封が行われた。資料は6箱で計50キロ分である。現地に住む被爆者の名簿や調査資料のファイルなど60種類に及ぶ。今後は、広島大学原爆放射線医科学研究所と共に資料を調査した上で、今年の8月6日(原爆の日)から一部を一般公開する予定である。



開封された資料

在ブラジル原爆被爆者の会への 感謝状披露

松村誠会長が在ブラジル原爆被爆者の会への感謝状を読み上げた。



感謝状を読み上げる松村誠広島県医師会会長



感謝状



司会を務める平尾健常任理事



取材を受ける松村誠広島県医師会会長

広島県開業医休業補償制度にご加入の皆様へ重要なお知らせ

本制度は相互扶助の理念に基づき、加重平均を用いて加入者（開業A会員）全員一律の保険料を適用していますが、近年、加入者の年齢層の上昇により保険料の値上がりが続いております。

ついては、加入者の皆様にはすでに個別にご案内しております通り、適正な保険料の維持のため、**令和5年（2023年）12月より、満期脱退年齢を現行の77歳から75歳へ引き下げる**ことといたしました。※第14回常任理事会承認（令和3年8月10日開催）

これまで新規加入者の積極的募集や団体割引の拡大などにより保険料維持に尽力してまいりましたが、いずれも抜本的解決とはならず、やむなくこの度の決定となりました。ご加入者の皆様には、何卒諸般の事情をご賢察いただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)情報

○新型コロナウイルス感染症患者療養中の病棟内等における感染対策について

広島県にて、新型コロナウイルス感染症患者の診療を行う医療機関向けに、感染対策を分かりやすくまとめた動画が作成されました。今後の院内感染対策の検討にあたっての参考として、ぜひご活用ください。

『広島県URL』【医療機関向け】新型コロナウイルス感染症患者療養中の病棟内等における感染対策について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/269/innaikansentaisaku.html>

○新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)

本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更予定であることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症患者の療養期間の判断に資する情報(Q&A、感染性ウイルスの排出期間に関する厚生労働省専門家会議資料、諸外国の状況)が示されました。

『厚生労働省URL』感染症法上の位置づけ変更後の療養について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001087451.pdf>

概要につきましては下記のとおりです。

なお、本取扱いは、5月8日の前に改めて、位置付け変更を行うかの確認が行われた後に確定されます。

【概要】

- ・鼻やのどからのウイルスの排出期間の長さに個人差があるが、発症2日前から発症後7～10日間 は感染性のウイルスを排出しているといわれていること。
- ・発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから、特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いこと。
- ・排出されるウイルス量は発熱やせきなどの症状が軽快するとともに減少するが、症状軽快後も一定期間ウイルスを排出するといわれていること。
- ・5月8日以降、新型コロナウイルス感染症患者の外出を控える期間は下記を参考にすること。
「特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目(無症状の場合は検体採取日を0日目)として5日間は外出を控えることが推奨される」「5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨される」「症状が重い場合は、医師に相談する」「10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮する」「発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がける」
- ・5月8日以降、新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者は保健所から特定されることはなく、法律に基づく外出自粛は求められないこと。
- ・新型コロナウイルス感染症患者の家族、同居者は下記のとおり行動すること。
「可能であれば部屋を分け、感染した方のお世話はできるだけ限られた方で行うことなどに注意し、外出する場合は、感染した方の発症日を0日として、特に5日間は自身の体調に注意する」「7日目までは発症する可能性があり、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等配慮する」
- ・学校で新型コロナウイルス感染症に罹患した児童等については、文部科学省において学校保健安全法に基づく出席停止期間が検討されていること(パブリックコメントが実施される予定)。



新着のお知らせ

e・広報室に下記を追加いたしました。



通達文書

- 令和5年3月28日 処方箋の使用期間について
- 令和5年3月28日 「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」の一部改正等について
- 令和5年3月29日 「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」の一部改正について（令和4年度その2）
- 令和5年3月29日 新型インフルエンザ等に係る「特定接種管理システム」に関わる告示改正について
- 令和5年3月29日 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
- 令和5年3月29日 抗PD-1抗体抗悪性腫瘍剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について
- 令和5年3月29日 トラロキヌマブ（遺伝子組換え）製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について
- 令和5年3月30日 医療法第25条第1項及び第3項の規定に基づく立入検査の実施について
- 令和5年3月30日 院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）に係る医療機関の参加要件について（その2）
- 令和5年3月31日 ペグバリアーゼ（遺伝子組換え）製剤の使用に当たっての留意事項について
- 令和5年3月31日 ペグセタコプラン製剤の使用に当たっての留意事項について
- 令和5年3月31日 「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について
- 令和5年3月31日 医薬品の濫用防止に関するポスターについて
- 令和5年3月31日 「重篤副作用疾患別対応マニュアル」の紹介ポスターのホームページ掲載について
- 令和5年4月3日 電子版お薬手帳ガイドラインについて
- 令和5年4月4日 公知申請に係る事前評価が終了し、医薬品医療機器等法に基づく承認事項の一部変更承認がなされた医薬品の保険上の取扱いについて
- 令和5年4月4日 ペマジール錠4.5mg、アイソボリン点滴静注用25mg及び同点滴静注用100mg、エンハーツ点滴静注用100mgの医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について
- 令和5年4月4日 生活保護法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令の公布について
- 令和5年4月4日 抗PD-1抗体抗悪性腫瘍剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項の一部改正について
- 令和5年4月5日 「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について
- 令和5年4月6日 外来機能報告等に関するガイドラインの改正について
- 令和5年4月6日 地域医療構想の進め方について



新型コロナウイルス感染症

P7、16～18、24、34に掲載



学会・研修会等 Web申込受付一覧

広島県医師会HPから下記の申し込みを受け付けております。

- | | | |
|-----------|---------------------------|-----------|
| 5 / 13(土) | ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット) | |
| | 広島版PHR及びHM-Boxの機能説明会(第2回) | 締切 5 / 2 |
| 6 / 1(木) | ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット) | |
| | 広島版PHR及びHM-Boxの機能説明会(第3回) | 締切 5 / 25 |

第54回広島医家芸術展

3 / 15(水)～4 / 30(日) 広島県医師会館 展示開催

広島県医師会 医師のみなさまへ・県民のみなさまへ

検索

知っておきたい保険のこと!!

広島県医師会

死亡診断書・死体検案書作成業務賠償責任保険

について

広島県医師会【保険医事課】

死亡診断書・死体検案書作成業務は、医療業務ではあるものの「医療業務に起因して生じた身体障害」に該当しないため、「医師賠償責任保険」の対象外となっています。

広島県医師会では、当該業務に起因して医師が民事上の責任を問われた場合や、いわれのない紛争に巻き込まれた際の防御費用等を担保し、安心して業務を行える環境整備のために平成27年7月より東京海上日動火災保険株式会社を引き受け先として「死亡診断書・死体検案書作成業務賠償責任保険」を設立しています。

広島県医師会 死亡診断書・死体検案書作成業務賠償責任保険

- (1) 商品名：「広島県医師会 死亡診断書・死体検案書作成業務賠償責任保険」
- (2) 被保険者：広島県医師会 全会員
※広島県医師会が一括で保険加入手続きを行い、保険料を負担するため、会員の先生方は自己負担・お手間が発生することなく、保険が適用されます。
- (3) 保険金を支払う場合：被保険者が、死亡診断書・死体検案書の作成業務に起因して発生した不測の事故の法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金・争訟費用）に対して、保険金が支払われます。
- (4) 支払限度額：1事故/保険期間中（1年間） 1,000万円 ※争訟費用別

当該事案が発生した場合は、速やかに広島県医師会にご連絡ください。

県医師会理事会記事

令和4年度第44回常任理事会

(令和5年3月23日)

松村会長 挨拶



「ガレノス」

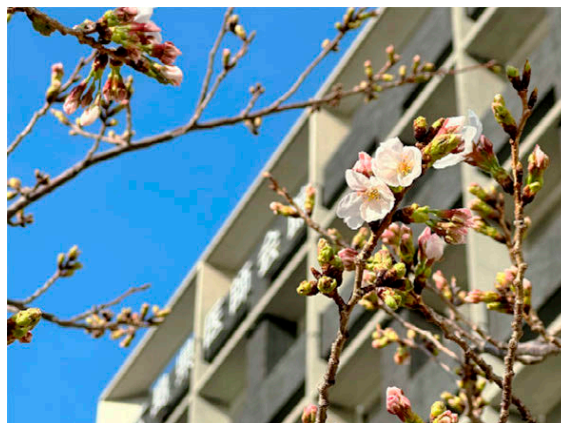
皆さん、こんばんは。春分の日も過ぎ、いよいよ新年度を迎えます。昨日は晴天でした。写真は広島県医師会館前の桜です。やっと開花したところで

す。もう1枚の写真は今日の雨の桜です。そして、昨日から今日にかけて気温が上がりましたので、2分咲きといったところでしょうか。1日でここまで咲きました。おおむね1週間から10日間は咲き続けると思いますが、毎日1分ずつくらいのペースで咲き満開を迎えます。桜は送別や歓迎のシンボルとしてこのシーズンに使われることが多いです。実は昨日はわが広島県医師会の梶原博毅腫瘍登録室室長への感謝の会が開催され、この桜の写真を背景に長年のお礼を申し上げました。梶原先生は常々、物事を科学的に考えることが非常に大事であると言われていました。現代の医学はもちろん科学的な考えに基づいていますが、その大元は古代ギリシャにあり、自然科学的な考え方は今も脈々と近代医学に受け継がれているといわれています。今日は兼ねてから梶原先生が話されていたガレノスの話をしたいと思います。

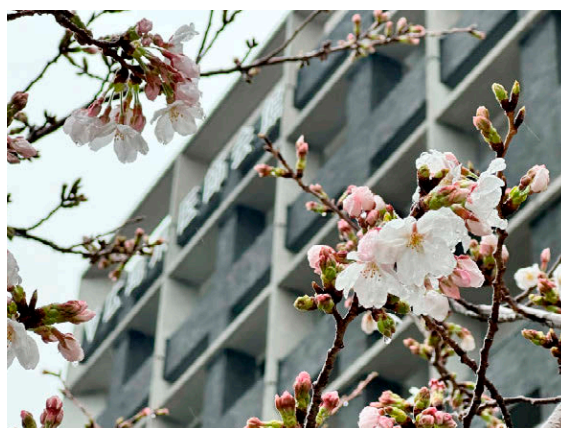
ガレノスはローマ帝国時代の代表的医学者で、ギリシャ人です。ヒポクラテスに匹敵する大医学者であり、古代ギリシャ医学の流れをくむ最後の巨匠といわれています。古代医学の集大成をなし、学説は1500年以上にわたりヨーロッパとイスラムの医学において支配的なものになったといわれています。もちろん、ローマ皇帝の侍医にもなりました。

ガレノスの考え方で私が感動したことを3つ挙げます。1つは人体の構造と機能は「目的のないものは存在しない」と考え、アリストテレスの合目的論をベースに体系化したことです。2つ目は「機能障害は必ず当該箇所の病的変化に起因する」とした疾病論、3つ目は「治療は自然治癒力の及ばないところを補うことが基本である」と考えたところです。

今日は梶原先生の感謝の会にちなみまして、常々言われていたことを背景にお話しました。



3月22日晴天の桜



3月23日雨の桜

協議事項

- ・市郡地区医師会主催学会等の日本医師会生涯教育講座認定申請の件 (平川常任理事)
令和5年度17件の申請、講師、演題、カリキュラムコード等、いずれも承認
- ・広島県医師会役員職務分掌の件 (茗荷常任理事)
原案どおり承認し、理事会へ上程することを承認
- ・令和5年度広島県生徒指導対策外部専門家委員会委員の推薦の件 (茗荷常任理事)
会員1名の推薦を承認
- ・#HIROSHIMAミライバトン医師派遣の件 (茗荷常任理事)
原案どおり承認
- ・広島県留置施設視察委員会委員推薦の件 (茗荷常任理事)
平川治男常任理事の推薦を承認
- ・第152回日本皮膚科学会広島地方会に対する医学会補助金の件 (檜山常任理事)
補助申請要領(医学会への補助)に基づき、補助金支給を承認

- ・講演会補助金の件 (檜山常任理事)
補助申請要領(市郡地区医師会主催の講演会への補助)に基づき、補助金支給を承認
- ・広島県眼科医会令和4年度補助金の件 (檜山常任理事)
補助申請要領(広島県各科医会への補助)に基づき、補助金支給を承認
- ・特定非営利活動法人あなたが救う・救命救急広島会費納入の件 (檜山常任理事)
会費納入を承認
- ・日本ユニセフ協会団体賛助会員継続(会費納入)の件 (檜山常任理事)
会費納入を承認
- ・令和5年度「音楽の花束・広響名曲コンサート」協賛の件 (檜山常任理事)
協賛を承認
- ・トルコ・シリア地震への医療支援の件 (檜山常任理事)
寄付を承認
- ・医療安全研修会補助申請の件(佐伯地区医師会) (山田常任理事)
医療安全研修会補助実施要領に基づき、規定どおり承認
- ・令和5年度市郡地区医師会主催産業医研修会補助事業実施の件 (三宅常任理事)
補助事業の実施を承認
- ・令和5年度企業等協力留学生奨学金協力の件 (大田常任理事)
奨学金の協力を承認
- ・広島県医師会表彰表彰者への記念品の件 (茗荷常任理事)
原案どおり承認
- ・令和5年度第1回航空隊員研修会会館利用の件 (茗荷常任理事)
会議室の利用を承認
- ・令和5年度広島県健康福祉行政施策推進事業の委託に係る見積の件 (檜山常任理事)
原案どおりの見積額での提出を承認
- ・広島がん高精度放射線治療センター令和5年度の運営に係る契約締結の件(藤川常任理事)
年度別協定書・運営円滑化資金貸付契約書の締結を承認
- ・広島県腫瘍登録事業記念誌の印刷発注の件 (藤川常任理事)
最適業者への発注を承認
- ・経理課用業務サーバーのハードリプレイスの件 (藤川常任理事)
最適業者への発注を承認

- ・令和4年度日医かかりつけ医機能研修制度修了申請の件 (平川常任理事)
13名の認定証発行を承認
- ・広島市中区医師会第23回市民公開講座後援の件 (茗荷常任理事)
後援を承認
- ・第75回西日本医科学学生総合体育大会後援名義の件 (茗荷常任理事)
後援名義を承認
- ・役職員出張申請の件 (茗荷常任理事)
原案どおりいずれも承認

報告事項

- ・3月15日 広島県地域保健医療推進機構定例理事会 (松村会長)
標記の理事会が広島県健康福祉センターで開催され、令和5年度事業報告及び収支予算並びに設備投資の見込み等について協議した。
- ・3月16日 原対協令和4年度第7回理事会(通常理事会) (松村会長)
標記の通常理事会が広島原爆障害対策協議会会議室で開催され、令和5年度事業計画(案)、収支予算書(案)等について協議した。
- ・3月16日 令和4年度第2回広島県医療審議会 (松村会長・吉川副会長)
標記の審議会が県庁北館で開催され、特定労務管理対象機関指定審査部会の設置、広島県医療審議会運営規程の一部改正、二次保健医療圏の見直し検討に関するとりまとめについて協議した。
- ・3月14日 令和4年度第2回広島県がん対策推進委員会 (玉木副会長)
標記の委員会がWebで開催され、第4次広島県がん対策推進計画の改訂たたき台について協議した。
- ・3月15日 市郡地区医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会 (吉川副会長)
広島県より、5類感染症への移行に伴う医療提供体制及び公費支援等の見直しや病診・病病連携による入院調整、発生状況把握方法、新型コロナ治療薬、今後の新型コロナウイルスワクチン接種に関する説明があった。また、広島県医師会からは、医療機関におけるマスク着用の考え方、日本医師会会議の概要を報告し、質疑応答・意見交換を行った。
- ・3月16日 令和4年度第3回広島県医療審議会保健医療計画部会 (吉川副会長・中西常任理事)
分野別計画の改定に係る計画策定方法等の

見直しや、次期保健医療計画の検討について協議を行ったほか、「令和5年度病床機能再編支援給付金支給事業」の給付金支給申請についても協議した。また令和4年度広島県新興感染症等対策専門家委員会における検討状況等の報告があった。

・3月13日 第2回院内事故調査委員会
(山田常任理事)

院内事故調査委員会にオブザーバーとして参加した。

・3月17日 第2回院内事故調査委員会
(山田常任理事)

院内事故調査委員会にオブザーバーとして参加した。

・3月12日 県民が安心して暮らせるための四師会協議会 医療・介護人材の育成・確保対策WG 第4回在宅ノウハウ連携研修

(魚谷常任理事)

在宅医療に携わる多職種のレベルアップを目的とした実践的な研修として、認知症をテーマに第4回在宅ノウハウ連携研修「在宅医療はワンチームで～認知症～」をWebを活用して開催した。

・3月13日 地対協 令和4年度第2回常任理事会
(橋本常任理事)

令和4年度各委員会等の事業実施状況及び予算執行状況を報告後、令和5年度委員会組織(案)、令和5年度事業計画(案)及び令和5年度収支予算(案)について協議し、承認された。また、書面開催する定例理事会の付議事項について確認した。

・3月14日 広島県社会福祉協議会第223回理事会
(魚谷常任理事)

標記の理事会が広島県社会福祉会館で開催され、令和4年度(第1次)資金収支補正予算、令和5年度事業計画及び資金収支予算等について協議した。

・3月14日 令和4年度第2回高齢者施策総合推進会議
(魚谷常任理事)

標記の会議がWebで開催され、計画改定(令和6年度)に係る策定方法等の見直し(ひろしま高齢者プラン関係)、第9期ひろしま高齢者プランの骨子案等について協議した。

・3月15日 令和4年度第1回広島県医療費適正化計画検討委員会
(中西常任理事)

標記の委員会がWebで開催され、第3期広島県医療費適正化計画の取組状況、後発医薬品使用促進事業、第4期広島県医療費適正化計画の策定について協議した。

・3月15日 令和4年度広島県歯と口腔の健康づくり推進協議会
(橋本常任理事)

標記の協議会がWebで開催され、行政・関係団体による令和4年度及び令和3年度取組状況、第2次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画の改定等について協議した。

・3月16日 広島医学編集委員会
(平川常任理事)

広島医学76巻9号の掲載採否及び編集13編(図説1編、症例報告3編、再査読図説2編、再査読原著3編、再査読症例報告3編、再査読地域医療1編)について協議し、8編を採用した。

・3月16日 地対協 予防接種・感染症危機管理対策専門委員会
(正岡常任理事)

感染症に対応できる人材育成に関するアンケートの実施と感染症に関するリーフレットの作成について協議した。検討、修正が必要な点については、後日、メーリングリストで調整を行うこととした。

・3月17日 広島サミット県民会議第6回企画運営部会
(茗荷常任理事)

標記の部会が広島商工会議所ビルで開催され、広島サミット県民会議事業の取組状況、交通総量抑制対策について協議した。

・3月17日 日本医師会第2回男女共同参画委員会
(檜山常任理事)

標記の委員会が日本医師会館で開催され、第17回男女共同参画フォーラム、日本医師会女性医師支援センター業務等について協議した。

・3月17日 第30回広島がん高精度放射線治療センター運営協議会
(藤川常任理事)

令和4年度の運営状況や治療実績の報告を行うとともに、広島県より令和5年度の患者数見込み及び予算等について説明した。

・3月17日 医療従事者の安全確保に関する都道府県医師会担当理事連絡協議会
(三宅常任理事)

医療従事者の安全確保対策について、医師会間での情報共有を図ることを目的に日本医師会主催でWeb会議システムを併用して開催された。「広島県医師会における医療従事者の安全を確保するための取り組み」について発表を行った。

・3月17日 令和4年度第3回自立支援多職種ネットワーク推進会議
(魚谷常任理事)

標記の推進会議がWebで開催され、「これから手帳」の主旨と活用方法、住民からのメッセージが詰まる「これから手帳」の浸透

方法について協議した。

・3月17日 広報委員会 (正岡常任理事)

3月25日号、4月5日号、4月15日号の広島県医師会速報の企画・編集、ビデオスケジュール・ホームページ掲載メニュー、ホームページの見直し等について報告・協議した。

・3月18日 令和4年度医療事故調査支援団体統括者セミナー (山田常任理事)

日本医師会が「医療事故調査等支援団体としての具体的な支援のあり方について」をテーマにセミナーを開催。支援団体として、各場面においてどのような支援が必要かを具体的に学習するため、イントロダクションの後、①医療事故報告における判断の支援について、②初期対応への支援について、③調査報告書作成への支援について、それぞれグ

ループ討議が行われた。

・医療安全研修会実施報告について(呉市・世羅郡医師会) (山田常任理事)

3月16日(木)、「職場トラブル防止の考え方」をテーマに、Web形式で開催された。参加者は42名(医師28名、看護師10名・その他4名)であった。医療安全研修会補助制度を拡充し、初めての呉市・世羅郡医師会の共催での開催であった。

・日本医師会報告(駒込日記) 令和5年3月17日号 (茗荷常任理事)

日本医師会常任理事の渡辺弘司先生より、日本医師会での活動状況について報告があった。

医療事故調査制度に関する相談窓口

広島県医師会では医療事故調査制度に関する相談窓口を設置しています。「医療事故」に該当するかの相談、医療事故調査に必要な支援を求めたいときなどは下記へご相談ください。

一般社団法人広島県医師会 医療安全対策課(医療事故調査等支援団体)

相談専用TEL: 082-568-2129 ※夜間・休日はコールセンターにて対応

相談専用FAX: 082-568-2130

相談専用E-mail: jikocho@hiroshima.med.or.jp

URL: <https://www.hiroshima.med.or.jp/ishi/jikosoudan.html>

※ご相談は365日受け付けますが、合議により回答いたしますので即答は困難です。ある程度の時間を要しますことをご了承ください。

基本は所定の様式(上記URL参照)でのご相談となりますが、必要事項が記載されていれば、貴院にて纏められた様式でも結構です。

また、一般社団法人日本医療安全調査機構においても医療事故調査の実施に関する相談に応じる窓口を設けています。

一般社団法人日本医療安全調査機構(医療事故調査・支援センター)

相談専用TEL: 03-3434-1110 (24時間)

URL: <https://www.medsafe.or.jp>

会員へのお知らせ

 のマークのある文書は、
e-広報室「通達文書」へ全文
が掲載してあります。



令和5年度版死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルについて

日医発第2437号（法安）令和5年3月30日

日本医師会常任理事 細川 秀一

厚生労働省において、標記マニュアル（令和5年度版）が策定され、同省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/>）に公開された旨、都道府県衛生主管部（局）宛に通知されるとともに、本会に対して周知依頼がありました。

日本准看護師連絡協議会 令和5年度会員募集にかかるご協力をお願い



日医発第74号（地域）令和5年4月5日

日本医師会常任理事 釜范 敏

日本准看護師連絡協議会（准看協）より、令和5年度の会員募集についての協力方依頼がありました。准看協は、准看護師養成制度の存続と准看護師のさらなる能力向上を目指した生涯教育研修体制確立を目的として設立された団体で、本会及び四病院団体協議会が活動を支援しております。

昨年度はオンデマンド研修を実施した他、これから准看護師を目指そうと考えている方からの問合せ・相談にも随時対応しています。令和5年度もオンデマンド研修を実施する予定であり、准看護師だけでなく、看護学生や多職種の自己学習、院内研修等にも役立つ内容を企画しているとのことです（詳細は改めてご案内いたします）。

近年、会員が減少傾向にありますが、引き続き准看協の活動を充実させていく必要があると考えています。会員区分は、正会員（年間費1,000円）、賛助会員（個人／年会費1口1,000円）、団体／年会費1口10,000円）、学生会員（無料）の3区分です。

ぜひ入会についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、入会等のお問い合わせは、准看協事務局までメールにてお願いいたします（office@junkankyo.com宛）。

※通知全文はe-広報室に掲載しております。

第10次粉じん障害防止総合対策の推進について



日医発第56号（健Ⅰ）令和5年4月6日

日本医師会常任理事 神村 裕子

このたび、第10次粉じん障害防止総合対策の推進について、厚生労働省労働基準局長より本職あてに、周知方の協力依頼がありました。

本総合対策は、推進期間を令和5年度から令和9年度までの5か年とし、事業者が重点的に講ずべき

措置として5つの重点項目(①呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底、②ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策、③じん肺健康診断の着実な実施、④離職後の健康管理の推進、⑤その他地域の実情に即した事項)が定められました。

上記重点事項の①～⑤は、第9次粉じん障害防止総合対策に引き続き重点事項として定められていますが、第9次粉じん障害防止総合対策で重点事項であった「屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策」については、平成26年7月の粉じん障害防止規則改正から約8年が経過し、当該改正事項について一定程度周知されものと考えられることから、全国斉一的な対策を行うのではなく、地域の実情に即し、必要な局において所要の取組を行わせる観点から、第10次粉じん障害防止総合対策では重点事項⑤「その他地域の実情に即した事項」に集約されています。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

「『オンライン診療の適切な実施に関する指針』の改訂について」並びに「『オンライン診療の適切な実施に関する指針』に関するQ&Aについて」

日医発第69号(地域) 令和5年4月6日

日本医師会会長 松本 吉郎

厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に「『オンライン診療の適切な実施に関する指針』の改訂について」が発出されるとともに、医政局医事課長より各都道府県衛生主管部(局)長宛に「『オンライン診療の適切な実施に関する指針』に関するQ&Aについて」の改訂について」が発出されました。

本指針は、令和4年1月に改訂された「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(令和4年2月3日付日医発第851号(地484)でご案内)より、セキュリティ並びに不適切なオンライン診療を防止するために見直されたものです。

指針は、「V 指針の具体的適用」において、本人確認、医師の本人証明、医師であることの証明(1.(4))や、不適切なオンライン診療を防止するために、医療機関の問い合わせ先の明示することや、ホームページや院内掲示に本指針を遵守した上でオンライン診療を実施している旨を公表すること(2.(1))としています。その他、情報セキュリティやプライバシーの観点から、医療機関が行うべき対策(2.(5)1))、オンライン診療システム事業者が行うべき対策(2.(5)2))、患者に実施を求めるべき内容(2.(5)3))について更新されています。

Q&Aにおいては、患者合意における「明示的に確認すること」の明確化(Q3)としての署名等のあり方について示されております。

【オンライン診療の適切な実施に関する指針】

- I オンライン診療を取り巻く環境
- II 本指針の関連法令等
- III 本指針に用いられる用語の定義と本指針の対象
- IV オンライン診療の実施に当たっての基本理念
- V 指針の具体的適用

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱い事務連絡に関する診療報酬上の臨時的な取扱いの終了に伴う診療体制のご協議について



日医発第92号（地域）令和5年4月6日

日本医師会常任理事 釜范 敏

長島 公之

江澤 和彦

先般、令和2年4月10日付厚生労働省医政局医事課並びに医薬・生活衛生局総務課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（以下「時限的・特例的事務連絡」と呼ぶ）が発出され、時限的・特例的に初診から電話や情報通信機器を用いた診療が認められております。

またこれを受けて、電話や情報通信機器を用いた診療につき診療報酬上の臨時的な特例が認められてまいりました。

この度、「時限的・特例的事務連絡」自体は、今後も同感染症の流行状況に鑑み引き続き終了時期につき検討されるものの、診療報酬上の臨時的な特例につきましては、令和5年7月31日をもって終了することが示されました。

（「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和5年3月31日付厚生労働省保険局医療課事務連絡。令和5年4月3日付日医発第4号（保険）参照）

これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の対応等に関して診療報酬上の臨時的な特例をもとに、診療体制を整備されている医師会並びに医療機関におかれましては、今後の診療体制につき自治体等とご協議をいただきますようお願い致します。

【概要】

初診料等に係る特例について（抜粋）

①初診からの電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方を行う場合について、A000初診料の注2に規定する点数（214点）を算定できる。また、医薬品の処方を行い、又はファクシミリ等で処方箋情報を送付する場合は、調剤料、処方料、処方箋料、調剤技術基本料又は薬剤料を算定することができる。なお、本取扱いにより214点を算定する保険医療機関であって、令和5年8月以降も情報通信機器を用いた診療を行おうとするものについては、A000初診料の注1ただし書きに規定する点数（251点）を算定できるよう、令和5年7月31日までに情報通信機器を用いた診療に係る施設基準を届け出ること。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

令和5年5月8日以降の「新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関みんなで安心マーク」の医療機関外やホームページ等での掲示の終了について（お願い）



日医発第99号（地域）（健Ⅱ）令和5年4月7日

日本医師会常任理事 釜范 敏

黒瀬 巖

「新型コロナウイルス感染症対策医療機関向けガイドライン」（以下、「GL」）は、日本医師会が策定し、内閣官房に登録した唯一の医療機関の感染対策ガイドラインになりますが、先般、令和5年3月

10日付日医発第2263号(健Ⅱ)の文書を以てご案内した通り、同GLは本年5月8日のコロナの5類感染症への位置づけの見直し後に廃止する予定にしております。

他方、令和2年8月より開始した「新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関みんなで安心マーク」(以下、「みんなで安心マーク」)は、本来ならば「安心」といった表現を医療機関外やホームページ等に掲げることを禁じる医療広告規制の特例であり、その根拠は上記のGLとされております。

「みんなで安心マーク」が、同GLに基づくチェックリストにより、日本医師会が該当医療機関に発行(認証)する仕組みですので、厚生労働省関係事務連絡により、コロナ流行を踏まえた特例的対応として認められておりました。

この特例につきまして、GLが廃止される5月8日以降は「みんなで安心マーク」発行医療機関リストの掲載も終了します。そのため、医療広告規制の特例が適用されず、「安心」という表現を用いた医療機関外の掲示やホームページ等への掲載ができないことになります。

したがって、誠に恐入りますが、医療機関外やホームページ等で「みんなで安心マーク」を掲示されている医療機関には、5月8日から3ヶ月程度の間に院外やホームページからのマークの撤去をお願いすることになります。

該当医療機関には、今後、本会より日医ニュース、電子メールやWEBサイトその他の方法でご案内いたします。

最後に、お陰様でこれまでの「みんなで安心マーク」の発行数は26,741件に及びました。全国の医療機関でマークをご活用いただき、コロナ禍における受診抑制の解消、安心して医療を受けられる体制の確保につながったと考えております。ご協力に深く感謝申し上げます。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の 地方公共団体ごとの交付限度額等について(情報提供)



日医発第104号(医経)(介護) 令和5年4月7日

日本医師会常任理事 宮川 政昭

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」については、令和5年3月31日付文書「医療機関等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における『電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金』の活用について」(日医発第2459号)でお知らせしているところです(速報第2548号「会員へのお知らせ」参照)。

内閣府地方創生推進室より、本交付金の、都道府県分及び市町村分(都道府県内の市区町村に係る交付限度額の合算額)の交付限度額等が公表されましたので、情報提供申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解をいただくとともに、前出の日医発第2459号でお知らせしたとおり内閣府の推奨事業メニューにおいて医療機関、介護施設等への支援が事業者支援の筆頭に挙げられていることも踏まえ、各地方公共団体において本交付金を活用した支援事業を立ち上げていただくため、地方公共団体との調整・協議や、貴会管下郡市区等医師会への周知・連携につき、ご高配のほど改めてお願い申し上げます。

臨時交付金の詳細につきましては、下記ウェブサイトに掲載されていますので必要に応じてご参照ください。

◆内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/index.html>

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/jimurenraku.html>

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

G7広島サミット強化サーベイランスの実施について（依頼）



令和5年4月7日

広島県健康福祉局長

新型コロナウイルス感染症対策担当

本県では、G7広島サミットが令和5年5月19日～21日に開催されることに伴い、G7感染症情報解析センターを設置し、平常時のサーベイランスの強化を実施します。

令和5年5月8日～5月22日（2週間）を感染症発生動向調査及び早期対応サーベイランス強化実施期間とし、感染症発生動向調査については、平常時と同様に報告を徹底していただくと共に早期対応が必要な対象感染症の発生が疑われる場合は、速やかに最寄りの保健所へ情報提供することについて、御協力をお願いします。

1 目的

G7広島サミットの開催に伴う感染症の発生リスクの高まりを鑑み、リスク評価に基づく平常時のサーベイランスの強化及び新規サーベイランスを実施することにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び関係する法令に基づく感染症の発生動向の早期探知を図る。

2 考え方

優先度の高い疾患について、医療機関による行政への報告のタイミングを早める。

報告内容は必要最低限の内容とするが、届出医療機関に追加の情報を求める場合があるため、氏名等の個人特定情報の連絡を求める。

3 実施体制

事業の総合的かつ円滑な推進を図るため、次の体制により実施する。

(1) G7感染症情報解析センター

広島県及び広島市は、令和5年5月18日(木)から同月22日(月)までの間、広島県感染症・疾病管理センター（以下「ひろしまCDC」という）内にG7感染症情報解析センター（以下「センター」という）を設置するとともに「4 実施方法等」により得られた感染症の発生動向に関する情報を一元的に収集し、評価及び解析並びに強化サーベイランス協力機関への解析結果の還元を行う。

(2) 保健所・保健センター

広島県感染症発生動向調査事業実施要綱（以下「要綱」という）に準じ、「4 実施方法等」に定める感染症の発生動向に関する情報の収集等を行う。

(3) 医療機関

要綱に規定する感染症発生動向調査事業に加え、「4 実施方法等」に基づいて実施する。

4 実施方法等

(1) 医療機関

患者診察時に表1の感染症を疑う場合は、表2の内容について直ちに最寄りの保健所・保健センターへ、電話により情報提供する。

(2) 保健所・保健センター

(1)の医療機関から情報提供を受けた場合は、速やかにG7情報解析センターへ報告する。

表1	・1類感染症	表2	・患者の氏名、年齢、性別、住所
	・2類感染症		・サミット関係者の該当の有無(職業)
	・麻しん		・疑われる疾病の名称、主な症状、発症年月日
	・風しん		・医療機関、医師名
	・侵襲性髄膜炎菌感染症		
	・サル痘		

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

医療機器のサイバーセキュリティ導入に関する手引書の改訂について



日医発第101号(技術)(法安)(情シ) 令和5年4月10日

日本医師会常任理事 長島 公之

宮川 政昭

細川 秀一

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長、同局医薬安全対策課長の連名にて、各都道府県衛生主管部(局)長宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても了知方依頼がありました。

医療機器のサイバーセキュリティの確保については、サイバーセキュリティ対応に係る内容としてガイダンス(以下「旧ガイダンス」という)が取りまとめられ(平成30年9月7日付け(法安78)(地187)を以て送付済み)、その後、国際医療機器規制当局フォーラム(IMDRF)において、「Principles and Practices for Medical Device Cybersecurity」(医療機器サイバーセキュリティの原則及び実践)(以下「IMDRFガイダンス」という)が発行されたことにより(令和2年5月22日付け(地118)(法安33)を以て送付済み)、旧ガイダンスを置き換え、医療機器へのサイバー攻撃に対する国際的な耐性基準等の技術要件を我が国へ導入して整備することを目的に、主に医療機器製造販売業者向けの「医療機器のサイバーセキュリティ導入に関する手引書」が取りまとめられているところです(令和4年1月6日付け(地443)(法安144)を以て送付済み)。

本通知は、IMDRFにおいて追補ガイダンスが発出されたことから、その内容に基づき、一般社団法人日本医療機器産業連合会の医療機器サイバーセキュリティ対応ワーキンググループにおいて、Software Bill of Materials(SBOM)の取扱いやレガシー医療機器の取扱い、脆弱性の修正、インシデントの対応等を検討し、改訂版の「医療機器のサイバーセキュリティ導入に関する手引書」として取りまとめ、医療機器のサイバーセキュリティの更なる確保に向けた医療機器製造販売業者等の体制確保を円滑に行えるよう周知を依頼するものです。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

医療機関における医療機器のサイバーセキュリティ 確保のための手引書について



日医発第102号(技術)(法安)(情シ) 令和5年4月10日

日本医師会常任理事 長島 公之

宮川 政昭

細川 秀一

厚生労働省医政局参事官(特定医薬品開発支援・医療情報担当)、同省医薬・生活衛生局医療機器

審査管理課長及び同局医薬安全対策課長の連名にて、各都道府県等衛生主管部（局）長宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても了知方依頼がありました。

医療機器のサイバーセキュリティの確保については、サイバーセキュリティ対応に係る内容としてガイダンス（以下「旧ガイダンス」という）が取りまとめられ（平成30年9月7日付け（法安78）（地187）を以て送付済み）、その後、国際医療機器規制当局フォーラム（IMDRF）において、「Principles and Practices for Medical Device Cybersecurity」（医療機器サイバーセキュリティの原則及び実践）（以下「IMDRFガイダンス」という）が発行されたことにより（令和2年5月22日付け（地118）（法安33）を以て送付済み）、旧ガイダンスを置き換え、医療機器へのサイバー攻撃に対する国際的な耐性基準等の技術要件を我が国へ導入して整備することを目的に、主に医療機器製造販売業者向けの「医療機器のサイバーセキュリティ導入に関する手引書」が取りまとめられているところです（改訂版について、令和5年4月10日付け日医発第101号（技術）（法安）（情シ）を以て送付済み）。

本通知は、新たに、一般社団法人日本医療機器産業連合会サイバーセキュリティタスクフォースにおいて、医療機関における医療機器のサイバーセキュリティ確保に必要な取組、運用体制等を検討し、「医療機関における医療機器のサイバーセキュリティ確保のための手引書」として取りまとめ、医療機関が、医療機器のサイバーセキュリティの更なる確保に向けた体制確保を円滑に行えるよう周知を依頼するものです。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

広島第14次労働災害防止推進計画の周知について



広労発基0410第35号 令和5年4月10日
広島労働局長

厚生労働省では、事業場の規模、雇用形態及び年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会の現実に向け、国、事業者及び労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた「第14次労働災害防止計画」を令和5年（2023年）3月に策定したところです。

これを踏まえ、このたび、広島労働局においても、事業者、労働者、発注者、関係事業者団体、商工関係団体及び労働災害防止団体等の皆様に「労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現」のために取り組んでいただくべき事項を定めた「広島第14次労働災害防止推進計画」を策定しました。

なお、本推進計画全文につきましては、広島労働局ホームページにも掲載しております。

URL https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/news_topics/_119948.html

広島労働局ホームページ >> ニュース&トピック >> 労働局からのお知らせ

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部を改正する 政令の施行に伴う関係通知の改正について



日医発第125号（地域） 令和5年4月11日
日本医師会常任理事 今村 英仁

厚生労働省医政局地域医療計画課長より各都道府県等衛生主管部（局）長に対し、標記事務連絡が

発出されるとともに、同課より本会に対しても周知方依頼がありました。

体内に永久的に挿入する診療用放射線照射器具については、平成30年7月26日付で「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の取扱いについて」(地123))を貴会宛に送付申し上げており、令和4年10月21日付「診療用放射線に係る通知3点について(①医療法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う「関係学会等が作成するガイドライン」の周知について・②医療法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係通知の改正について・③「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の取扱いについて」の改正について)」(日医発第1444号(地域))にて、改正がなされたことをご案内申し上げます。

今般の事務連絡は、同通知中の「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の取扱いに関する指針」が「放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」の公布・施行等に伴って、別紙の新旧対照表の通り改正されることについての周知を依頼するものです。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」等の周知について



日医発第146号(健I) 令和5年4月11日

日本医師会会長 松本 吉郎

長時間労働に伴う労働者の疲労の蓄積状況を確認するため、「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」及び「家族による労働者の疲労蓄積度チェックリスト」(平成16年6月に公表)が中央労働災害防止協会により作成され、広く活用されているところです。

このたび、最新の知見等を踏まえ、中央労働災害防止協会において上記チェックリスト等について新たに項目の追加等の見直しを行い、食欲、睡眠、勤務間インターバルに関する項目を追加する等の改正が行われました。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

労働安全衛生規則第592条の8等で定める有害性等の掲示内容について (情報提供)



日医発第154号(健I) 令和5年4月13日

日本医師会常任理事 神村 裕子

一人親方等の安全衛生対策については、日医発第322号(令和4年5月6日)にて周知いたしました通り、事業者に対して保護措置が義務付けられたところです。

このたび、上記文書内「第3 1(4)イ(ア)」にて別途示すこととなっておりました、有害物質ごとに掲示すべき内容にて、以下の通り通知が発出されましたので、情報提供をいたします。

なお、本文中にある「生ずるおそれのある疾病の種類」「その症状(疾病の症状)」の記載例については、下記HPにて物質別に掲載される予定です。

【疾病の種類・症状の記載例 掲載先】

労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/info_center.html

【参考：厚生労働省HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei03_00004.html

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

第14次労働災害防止計画に基づく「安全衛生対策におけるDXの推進」について

日医発第169号（健Ⅰ）令和5年4月14日

日本医師会会長 松本 吉郎

このたび、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長より、標記の件について周知依頼がありました。14次防の重点事項「(1)自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」の中で掲げられている「安全衛生対策におけるDXの推進」においては、新たなデジタル技術の安全衛生分野への活用による安全衛生活動の効率的かつ効果的な実施に資するとともに、作業の無人化や遠隔化による「災害要因と人との接触の排除」を通じた災害リスクの除去・低減が可能となる取組であり、積極的な取組の推進を図ることとされています。

そのため、安全衛生対策においてデジタル技術の活用がより一層推進されるよう、個々の事業者が安全衛生活動にデジタル技術を導入することが容易となるような環境整備、導入に向けた機運の醸成等に向けた配慮をお願いするものです。

参考

厚生労働省ホームページ

第14次労働災害防止計画

URL <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001087164.pdf>

2023年度 医師賠償責任保険の更新について（ご案内）

広島県医師会医師賠償責任保険（100万円保険）は、2023年5月1日に更新を迎えます。つきましては、2023年度の保険内容・保険料について以下のとおりご案内いたします。

本保険は、日本医師会医師賠償責任保険免責部分の担保になると同時に、少額の事故対応に極めて有用なため、本会会員は原則全員加入としております。

なお、本保険への加入を希望されない場合は、非加入・解約届をお送りいたしますので、広島県医師会保険医事課までご連絡くださいますようお願いいたします。

※一度解約手続きをされますと、再度加入手続きをされない限り、非加入のままとなりますのでご留意ください。

広島県医師会医師賠償責任保険（100万円保険）

補 償 内 容	1事故100万円・保険期間中300万円、刑事弁護士費用担保特約
保 険 期 間	2023年5月1日～2024年5月1日（1年間）
年間保険料	A会員6,010円、B・C会員4,010円（会費賦課徴収規則に準じて徴収）
取扱代理店	広医（株）/引受保険会社：東京海上日動火災保険（株）

担当：一般社団法人広島県医師会 保険医事課
(E-mail: ijihosei@hiroshima.med.or.jp)

令和5年度HIC医療通訳ボランティア派遣事業の概要

令和5年3月(公財)
ひろしま国際センター

公益財団法人ひろしま国際センター(以下「HIC」という)では、日本語に習熟していない外国人住民等の皆さんが、安心して医療・保健サービスを受けられるよう、平成30年度から医療機関及び保健機関へ医療通訳ボランティアを派遣する事業を行っています。

1 対応言語

英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語

2 通訳内容(ボランティアの活動範囲)

【医療機関】受付、診察、検査、会計、病室、薬局(概ね100m以内の院外薬局も対象)など
【保健機関】3歳児健診時の問診・診察・保健指導、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種の予診票交付や家庭訪問など

3 派遣するボランティア ※登録ボランティア数:122人(R5.3.1現在)

HIC医療通訳養成研修(約20時間)等を受講し、考査に合格した方を、HIC医療通訳ボランティアとして登録します。登録後も、HICスキルアップ研修へ参加することが必要です。

4 通訳の派遣依頼者及び派遣先

HIC医療通訳ボランティア派遣事業の趣旨等に賛同する広島県内の医療機関・保健機関。
なお、外国人住民等の個人からの派遣依頼は受け付けません。

※通訳ボランティアの派遣を希望する保健・医療機関は、事前にHICに**利用申込書**を提出し、実際に通訳が必要となった時に**派遣依頼書**を提出します。

5 依頼手続き

- ①患者や保健サービスを受ける者である外国人住民等の同意が必要です。
- ②事前に派遣依頼書をHICへ提出。できる限りの対応をいたします。

6 通訳派遣に係る費用

医療通訳ボランティアに対して協力金及び交通費相当額を支給

※令和6年度から負担金請求開始予定。試行期間中(令和6年3月31日まで)は、HICが全額を負担。

7 賠償の責任

医療通訳ボランティアの通訳過誤等の医療通訳について、HICは、派遣依頼者に対して賠償の責任を負わないものとし、派遣依頼者(公立等の公的保健機関は除く)は、賠償責任保険に加入し、当該過誤等について担保できることを条件とします。また、医療通訳ボランティアの通訳過誤等の医療通訳について、HIC及び派遣依頼者は医療通訳ボランティアに対して賠償請求しません。

8 利用実績

年度	H30 (11/27~)	R1	R2	R3	R4 (～2/28)	計
件数	7	122	236	257	145	767
(月平均)	1. 8	10. 2	19. 7	21. 4	13. 2	15. 0
実利用機関数	2	11	18	14	9	25
登録機関数	11	39	45	46	47	47

〈R5年度の改正〉

- ・ 試行期間を1年間延長（平成30年11月27日～令和6年3月31日）
※派遣に係る経費について、令和6年度からの負担金請求制度を整備予定

地球温暖化防止対策（クールビズ）の実施について

本年も地球温暖化防止に向けて、冷房設定温度を上げ、下記の通りクールビズ（常識的な判断による夏の軽装）を実践いたしますので、趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- ・ 実施期間 令和5年5月1日(月)から10月31日(火)まで
- ・ 本会役員及び職員も軽装とさせていただきます

ー新型コロナウイルス感染症に係る予防接種時の留意点ー 予診実施時には、原則、 初診料・再診料・外来診療料等は算定出来ません！

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施するに当たり、予診（問診、検温及び診察）を実施したことに対して、初診料、再診料、外来診療料等の診療報酬は算定できません。十分ご注意ください。なお、詳細は【会員限定サービス 広島県医師会e-広報室】などにより、ご確認ください。

【参考文書】 ※必ず通知の全文をご確認ください。

- ・ 令和3年6月18日 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その49）
日本医師会（保79）



〈QRコード〉

電子処方箋の運用には医師資格証が必要です

『電子処方箋』の仕組みは、令和5年1月から運用を開始する予定です。この電子処方箋の仕組みを利用するためには、オンライン資格確認のシステムの導入のほか、医師の『HPKIカード』の取得が必要になります。HPKIカードは複数の機関が発行していますが、日本医師会が発行する「医師資格証」であれば、日本医師会会員は無料で取得・利用できます。まだ未取得の場合は、ぜひ申請をしてください。



医師資格証の利用シーン

オンライン診療時の医師の証明

HMネットのログイン認証

HPKI電子署名

NEW
電子処方箋システムの利用

日医生涯教育がかりつけ医単位管理

JAL DOCTOR登録制度

広島県医師会館駐車場減免

etc.

費用

日本医師会会員は初回発行手数料、5年ごとのカード更新費用も全て**無料**
日本医師会非会員は、初回発行時及び5年ごとのカード更新時に**5,500円**かかります。

医師資格証の申請方法

(1) 申請書類を所属医師会に【持参】した場合

申請書類 一式を
所属医師会に持参

所属医師会で
対面による書類確認

自宅または医療機関に
医師資格証が届く

(2) 申請書類を日本医師会電子認証センターに【郵送】した場合

申請書類 一式を
電子認証センターに郵送

医師資格証発行完了通知
はがきが連絡先住所に届く

受取希望の医師会で
医師資格証を受領

申請書類

- ①医師資格証発行申請書
- ②医師免許証のコピー
- ③住民票(発行から6ヵ月以内、コピー不可)
- ④身分証明書(運転免許証・マイナンバーカードなど)

お問い合わせ先

広島県医師会 広報情報課 TEL: 082-568-1511

日本医師会電子認証センター <https://www.jmaca.med.or.jp>
広島県医師会 医師資格証ページ <https://www.hiroshima.med.or.jp/isshi/shikaku.html>

社 保の栞



のマークのある文書は、
e-広報室「通達文書」へ全文
が掲載してあります。



出産育児一時金等の受取代理制度の届出について（令和5年度）



日医発第185号（保険）令和5年4月17日

日本医師会常任理事 長島 公之

出産育児一時金等の受取代理制度の届出につきましては、平成23年2月7日付け日医発第1009号（保204）「平成23年4月以降の出産育児一時金等について」の添付資料「出産育児一時金等の受取代理制度に係る届出について」（平成23年1月31日 保総発0131第1号 厚生労働省保険局総務課長）において、「届出については1年ごとに行うことを予定している」とされております。

令和5年度も引き続き受取代理制度を導入するが、令和4年度の届出の内容に変更のある診療所、受取代理制度を利用している全ての病院および直近の会計年度において、年間の平均分娩取扱件数が100件超であって、かつ収入に占める正常分娩に関する収入の割合が50%未満の診療所については、令和5年5月26日（金）までに、添付資料の（別添2）「受取代理制度変更届」に必要事項を記入の上、届出を行っていただく必要があります。

なお、令和5年度においても受取代理制度を引き続き導入する診療所であって、令和4年度の届出の内容（施設の基本情報・年間の分娩取扱件数が100件以下又は収入に占める正常分娩に関する収入の割合が50%以上）に変更がない場合には、改めて届出をする必要はありません。

また、令和5年度より新規に受取代理制度を導入する医療機関につきましては、添付資料の（別添1）「受取代理制度導入届」に必要事項を記入の上、令和5年5月26日（金）までに届け出る必要があります。

さらに、令和4年度までに届出している医療機関において、既に受取代理制度の活用を廃止している医療機関は、添付資料の（別添3）「受取代理制度廃止届」に必要事項を記入の上、令和5年5月26日（金）までに届出を行う必要があります。今後、受取代理制度の活用を廃止する医療機関につきましては、受取代理制度を廃止することが明らかになった時点で、添付資料の（別添3）「受取代理制度廃止届」に必要事項を記入の上、届け出ていただくことになります。

受取代理制度を導入している医療機関の名称及び所在地につきましては、届出をもとに、厚生労働省において一覧を作成の上、医療保険者に対して情報提供するとともにホームページで公表することとしております（添付資料（別紙）「受取代理制度を導入している医療機関等施設一覧（令和4年8月1日現在）」を参照されたい）。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

令和6年度以降の届出の取扱いにつきましては、改めて示される予定となっております。

<添付資料>

出産育児一時金等の受取代理制度の届出について

（令5.4.14 事務連絡 厚生労働省保険局保険課）

※通知全文（添付資料含む）はe-広報室へ掲載しております。

新たに保険適用が認められた検査



令和5年3月31日 保医発0331第1号(令和5年4月1日適用)

No. 1

測定項目	糞便中カンピロバクター抗原(定性)
販売名	クイックナビ-カンピロ
区分	E3(新項目)
測定方法	イムノクロマト法
主な測定目的	糞便中のカンピロバクター抗原の検出(カンピロバクター感染の診断の補助)
点数	D012 感染症免疫学的検査 38 肺炎球菌細胞壁抗原定性 184点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)の別添1第2章第3部第1節D012に次を加える。(変更箇所下線部) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D012 感染症免疫学的検査 (1)~(58) (略) <u>(59) 糞便中カンピロバクター抗原(定性)は、カンピロバクター感染を疑う患者に対しイムノクロマト法により行った場合に本区分「38」肺炎球菌細胞壁抗原定性を準用して算定できる。</u>

(日本医師会医療保険課)

※通知全文(添付資料含む)はe-広報室へ掲載しております。

事業主は、労働者が労働災害にあつて休業・死亡した場合、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

労働災害に健康保険は使えない、使わない。

労働災害の受診は労災保険で！！

労災保険の請求手続きについては、まず最寄りの労働基準監督署へご相談ください。

広島労働局・労働基準監督署



e-資料 通達文書 (社保関係) 掲載情報

☆e-広報室 → 広島県医師会速報 → 通達文書 → 医師会速報e-資料に全文掲載しております。



「医療機器の保険適用について」の一部訂正について

日本医師会 令和5年4月11日 (第126号・保険)

令和5年2月27日付保医発0227第2号における医療機器の保険適用について、厚生労働省保険局医療課より一部訂正の事務連絡がありました。



医療機器の保険適用について 日本医師会 令和5年4月11日 (第141号・保険)

令和5年3月29日付け保医発0329第3号厚生労働省保険局医療課長通知により、令和5年4月1日から新たに保険適用となった医療機器が示されました。



治療用装具の療養費支給基準について

日本医師会 令和5年4月14日 (第165号・保険)

療養費支給基準とされている障害者総合支援法の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部が改正され、令和5年4月1日から適用されることとなりました。

詳細な内容は通知の全文をご確認ください。



健康食品の利用に関する啓発ポスターについて

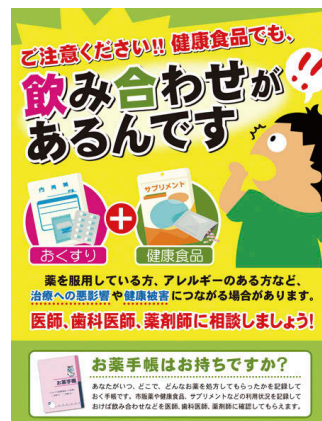
広島県地域保健対策協議会
医薬品の適正使用検討特別委員会

このたび本委員会では、多くの方が利用しているものの、その利用方法によっては健康被害をもたらす可能性のある、いわゆる「健康食品」に関する正しい知識の普及啓発のため、標記ポスターを作成いたしました。

広島県地域保健対策協議会のHPに掲載しておりますので、院内に掲示いただき、健康食品の利用方法などについて注意喚起のご協力をお願いいたします。

広島県地域保健対策協議会ホームページ (<https://citaikyo.jp/>)

トップページ>公開資料>薬剤関連



広島県地域保健対策協議会 医薬品の適正使用検討特別委員会

医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置について

令和5年2月25日(第2543)号でもお知らせしましたが、令和5年4月から令和5年12月までの間、医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置が設けられました。

これにより、追加の施設基準の要件等を満たせば、一般名処方加算・後発医薬品使用体制加算・外来後発医薬品使用体制加算については、見直し後の点数で評価されることとなります。

その際に必要な揭示例について日本医師会会員限定メンバーズルームに掲載されておりますので、ご利用ください。

【参考：資料(院内掲示(例))】

揭示例(一般名処方加算)

患者さんへのお願い

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること※)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

令和5年3月

医療機関名：_____

揭示例(後発医薬品使用体制加算)

患者さんへのお願い

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和5年3月

医療機関名：_____

揭示例(外来後発医薬品使用体制加算)

患者さんへのお願い

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和5年3月

医療機関名：_____

【日本医師会会員限定メンバーズルームログインページ】

<https://www.med.or.jp/login.html>

- トップページ最上段の「医療保険・介護保険」
- 診療報酬改定に関する情報 令和5年(令和5年4月1日からの診療報酬上の特例措置等)
- 【その他】
 - ・「一般名処方加算」における追加の施設基準に係る揭示例
 - ・「後発医薬品使用体制加算」における追加の施設基準に係る揭示例
 - ・「外来後発医薬品使用体制加算」における追加の施設基準に係る揭示例

※ログインID・パスワードが不明な場合は、本会広報情報課 情報担当までお問い合わせください。



のマークのある文書は、
e-広報室「通達文書」へ全文
が掲載してあります。



e-資料 通達文書 (介護保険関係) 掲載情報

☆e-広報室 → 広島県医師会速報 → e-資料 通達文書 → 医師会速報e-資料に全文掲載しております。



「ケアプランデータ連携システム」の本格運用について (情報提供)

日本医師会 令和5年4月6日 (日医77)

令和5年4月20日から「ケアプランデータ連携システム」の本格運用が開始される。本システムを利用することで、居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所が居宅サービス計画書等を取り取りする負担が大幅に削減されることが見込まれる。事前申請や運用開始後の申請方法等を含め、詳細は「ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト」で情報提供される。

【ケアプランデータ連携システムに関する照会先】

国民健康保険中央会 保健福祉部介護保険課 TEL: 03-3581-6835



賃金引上げの際の同一労働同一賃金の観点を踏まえた対応等について (協力依頼)

日本医師会 令和5年4月6日 (日医78)

厚生労働省では、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の均衡のとれた待遇を確保していくため、不合理な待遇差の是正に向けて、同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けて取り組んでおり、令和5年3月15日から5月31日までを「非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の取組強化期間」として、更なる同一労働同一賃金の遵守の徹底と非正規雇用労働者への賃金引上げの確実な波及に取り組むこととしており、本会宛にも取り組みへの協力依頼があった。



「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた各種規定の取扱いについて

日本医師会 令和5年4月7日 (日医108)

厚生労働省より、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえ、令和4年度内に見直す予定とされた介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく事務について、オンライン等を活用することが可能であることを整理した事務連絡が発出された。



「認知症施策等総合支援事業の実施について」の一部改正について等の送付について

日本医師会 令和5年4月7日 (日医110)

厚生労働省より、「認知症施策等総合支援事業」、「認知症地域医療支援事業」の各実施要綱の一部改正について通知が発出された。「認知症施策等総合支援事業」では、「センター事業に携わる職員の研修等（人材育成等）の実施状況」が削除され、新たに事業内容内に「都道府県及び指定都市が各センターの事業実施状況を老健局長へ報告すること」が追加された。また、「認知症地域医療支援事業」では、「看護職員認知症対応力向上研修事業」の「標準的なカリキュラム」等の見直しがなされている。令和5年4月1日より適用される。



「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」の一部改正について 日本医師会 令和5年4月11日(日医144)

厚生労働省により、特例入所に関する指針の作成・公表についての留意事項が一部改正され、特例入所の対象者について、地域の実情等を踏まえ各自自治体において必要と認める事情があればそれも考慮することや、管内の市町村・関係団体における特例入所に関する指針の作成及び特例入所の運用について、必要な助言及び適切な援助を行うこと等が示された。

事業主の皆様へ

ひとりでも労働者を雇ったら、 労働保険に入る義務があります。

労働災害の治療には**病院で健康保険証が使えません**。労災保険未加入の場合、**保険料**を遡って徴収するほか、**労災保険給付に要した費用の40%~100%が事業主負担**となることもあります。

正社員はもとより、パート、アルバイト、臨時を含めて労働者を1人でも雇用している**事業主は、労働保険(労災・雇用)に加入する義務**がありますので、すぐに労働保険の加入手続きを行い、労働保険料を納付してください。

(ただし、雇用保険は週所定労働時間20時間以上かつ31日以上雇用見込みがある場合に原則として被保険者となります)

労働保険は、**労働者が業務中または通勤時の事故による災害補償と失業した時の再就職活動中の生活保障等**をするものです。

事業主の皆さまには必ず加入いただくよう国が法律で義務付けており、労働保険に加入せず、働かせることは**違法**です。

加入していない場合に、負傷した本人が、病院または監督署へ訴え出て労災となるケースも多々あり、そうした場合には、事業主の多大な費用負担となります。労災事故が起こる前に、速やかに加入手続きをしてください。

お問い合わせは

広島労働局総務部労働保険徴収課

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 TEL: 082-221-9246

<https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>

広島県地域医療支援センターだより

最近の主な活動

第3回広島県医療対策協議会が開催（3月1日）され、広島大学ふるさと枠、岡山大学医学部地域枠広島県コース、自治医科大学の卒業医師及び広島県医師育成奨学金貸与医師、合計149名の配置（うち70名は中山間地域の医療機関での勤務）が決定されました。それぞれの勤務地で活躍されることを期待するとともに引き続き配置された医師への支援に務めてまいります。

また、当センターでは本県の地域医療を担う医師や研修医・医学生の皆様とのネットワークづくりを目的として「ふるさとドクターネット広島」を開設・運営しておりますが、令和4年度末における登録者数は初めて3,000人を超えました。今後も効果的な情報発信などに努め登録者数の増加に取り組んでまいります。

●地域医療を担う医学部新入生の激励会が行われました

3月28日、広島県庁で「令和5年度未来のひろしまの地域医療を担う医学部新入生激励会」が開催され、自治医科大学、広島大学医学部ふるさと枠、岡山大学医学部地域枠広島県コースの入学予定者に集まっていただきました。湯崎知事をはじめ来賓の先生方からの激励に、新入生は地域医療やこれから始まる大学生活に思いを新たにしました。

今年度は、自治医科大学3名、広島大学医学部ふるさと枠18名、岡山大学医学部地域枠広島県コース2名の合計23名が入学しました。



●広島大学ふるさと枠の新入生が学生生活をスタートさせました

4月5日、広島大学医学部広仁会館大会議室にて新入生オリエンテーションが行われ、ふるさと枠に入学した18名の学生が参加しました。医学部長の栗井先生から「医学部の勉強は大変だと思いますが、様々な経験を積みながら人間性を磨き、6年後に卒業をお祝いしたいと思いますので頑張ってください」と激励の言葉をいただきました。

学生は、「初心を忘れることなく勉強を頑張り、地域医療を担える医師になりたい」「将来の広島医療に貢献できるよう頑張りたい」「ふるさと枠に入学し、今一番求められている場所で働けることを誇りに思い、この6年間で自分自身を磨いていきたい」等と抱負を述べました。

当センターでは、関係機関と協力し、学生を対象とした地域医療セミナーの開催などを通じて、ふるさと枠の学生の実習体験などの支援を進めていきます。



事務局（公財）広島県地域保健医療推進機構 地域医療支援センター

〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2-3-4F TEL：082-569-6491 FAX：082-569-6492

E-mail：iryoud@hiroshima-hm.or.jp

ふるさとドクターネット広島
<https://www.dn-hiroshima.jp>



ドクターネット広島登録者数

3,174名（R5.3.31 現在）

（男性 2,117 名、女性 1,057 名）



医事紛争委員会だより(ワンポイントアドバイス) ①

～医事紛争委員会だより(ワンポイントアドバイス)の開始について～

広島県医師会医事紛争委員会は、医療事故の未然防止・医療安全について対策を講じると同時に、会員が安心して医業を行えるよう、医療事故に係る紛争解決を支援し、会員の精神的負担を軽減することを目的に活動しています。

広島県医師会役員、各科の専門委員、弁護士等が委員を務め、各事案の医学的な検討や、医療機関の過失の有無、今後の対応等について協議を行う等、会員支援を行っています。

令和4年度に実施した市郡地区医事紛争連絡協議会でのアンケートから、紛争事案の共有をとの声をいただきました。

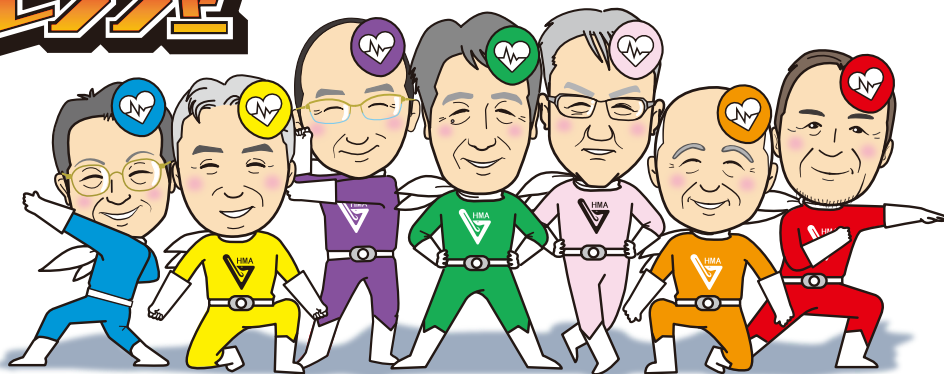
個人情報等の問題があり、事案そのものの共有は難しいですが、全国的にもよくある事案等から、日々の診療の際に気をつけていただくと良いポイント等を、広島県医師会速報にコラム形式にてワンポイントアドバイスをお届けし、会員の先生方のサポートを行うことといたしました。

また、医療安全に関するテーマについて、日頃から疑問に感じていること等があれば、広島県医師会事務局に質問をお寄せいただき、ワンポイントアドバイスにて取り上げ、ご回答申し上げます。

今後のワンポイントアドバイスに、ぜひ、ご期待ください!!

※全てのご質問に回答ができるわけではございませんので、予めご了承ください。

【ワンポイントアドバイスキャラクター】



※皆さまご存じ、広島県医師会医事紛争担当役員が医事紛争撲滅戦隊7レンジャーとしてワンポイントアドバイスにコメントします。

【医事紛争担当役員コメント】

このたび医事紛争委員会の新たな企画として、会員の皆さんに見ていただきやすくまたビジュアルな形での情報提供を始めることとしました。医事紛争の審議会の中で、各事案には個別の問題も多くあるもののよく見ると共通の問題点があることに気が付きます。それを目にするときに、これらの情報を会員の皆さんにぜひ周知したいという思いに駆られることが多々あります。

医事紛争は、その始まりは些細なこと、意思疎通の不完全さ、ほんの少しの不注意、などから始まります。あらかじめ頭のどこかに置いておくことでトラブルを防げることもあります。この気になる点から個別情報をすべて省き会員の皆さんにお知らせすることで、小さな躓きが医事紛争につながらないように支援できれば幸いです。

当委員会からの一方的な情報伝達ばかりではなく、会員の皆さんからのご意見、ご要望に即して双方向での内容となるべく努めていきます。ご協力をどうかよろしくお願いいたします。

常任理事：山田 謙慈



労災・自賠責コーナー



のマークのある文書は、
e-広報室「通達文書」へ全文
が掲載してあります。



障害（補償）等給付支給請求書に添付する診断書の様式の改正について



日医発第2452号（保険）令和5年4月4日

日本医師会常任理事 細川 秀一

労災保険制度においては、療養後に傷病が治癒（症状固定）した後に、一定の障害が残った場合には、障害（補償）等給付が支給されることとなっており、被災労働者が障害（補償）等給付を請求しようとする際には、請求書に主治医記載の診断書を添付し、労働基準監督署に提出することが必要とされております。

今般、診断書作成時の煩雑さを踏まえ、当該診断書様式が改正されましたので、ご連絡申し上げます（詳細につきましては添付資料をご参照ください）。

[添付資料]

- ・障害（補償）等給付支給請求書に添付する診断書の様式の改正について
（令5.3.27 基補発0327第1号 厚生労働省労働基準局補償課長）

※診断書様式など通知全文はe-広報室へ掲載しております。

医師・看護師、介護業務に従事される方々は、 業務外での感染が明らかな場合を除き、 原則として労災保険の対象です

○対象

- ・感染経路が業務によることが明らかな場合
- ・感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
- ・医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務、※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務

○労災保険の種類

業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

- ①療養補償給付（労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療など）
- ②休業補償給付（療養のために仕事を休み賃金を受けていない場合、給付可能）
- ③遺族補償給付（業務に起因する感染で亡くなった労働者の遺族は、遺族補償年金など受取可能）

お問い合わせはお近くの
労働局または労働基準
監督署へ！
↓QRコードからアクセス！



《QRコード》





移動診療車は10歳になりました

総合病院 庄原赤十字病院 院長 中島浩一郎

広島県の地域医療再生基金により製造され、平成24年7月から運用が開始された移動診療車は、現在10年を迎えています。広島県に多い無医地区対策として、「家の近くに診療所が来ます」をキャッチフレーズに、市立三次中央病院・神石高原町立病院・庄原赤十字病院で運用が始まりました。その後、府中市民病院と西城市民病院が加わり、現在は5病院で、連日の運行となっています。

近況では令和5年3月13日、広島県北部地域移動診療車運用協議会が、中西敏夫会長のもと開催されました。参加者は各病院と三次市・府中市・神石高原町・庄原市・広島県東部、北部保健所・広島県でした。まず各病院よりの運行実績の報告がありましたが、中でも西城市民病院の診療患者数がとびぬけていました。これにつきましては、後ほど説明いたします。次に各病院から、今後の予定や要望などが出されました。これからも、移動診療を継続していきたいという意見がほとんどでしたが、移動診療車の車両自体を心配する意見も各病院より出されました。

移動診療車の更新の必要性は、以前からも指摘されていました。広島県に、更新を要望していこうということになりました。また、市立三次中央病院から、移動歯科診療車の導入決定の報告がありました。歯科受診に苦勞しておられるへき地の患者さんたちにとって、大きな朗報です。最後に中西会長より、これからへき地の診療所、特に民間の診療所の支援が、大きな課題になるとの提言がありました。

広島県の無医地区は、全国でも2番目の59カ所という多さです。そのうちの49カ所は、移動診療車が運行されている地域内にあります。庄原市だけでも27カ所あり、以前より4カ所増加しています。

前述の西城市民病院の診療患者数の多さは、新たに無医地区になった地域をカバーしているためです。庄原市内の人口1,000人を超える地域で、唯一の診療所の急な閉鎖に対応していたんでいます。人口減少の続く地区に、新たな診療所の建設をとという考えは、さすがに現実的ではありません。今回のように、移動診療車による巡回診療が、最も適切かつ迅速に取り得る手段だと思います。へき地にある診療所の支援や待ったなしのバックアップ・対応は、移動診療車ならではのものです。

また、診療車はへき地医療実習の場でもあります。これまでに庄原赤十字病院関係だけでも、300名近くの医学生・研修医・高校生などが同乗して、無医地区診療に参加しています。若い人たちに、へき地・無医地区の医療を体験してもらう、貴重な時間を提供してくれています。

広島県の無医地区対策として、全国に先駆けて走りだした移動診療車は、10年たった現在でも、やはり無医地区診療の柱です。次世代に引き継ぐべき、広島県の大切な宝でもあります。今後とも無医地区増加の可能性が高い中、オンライン診療などの新しいツールを取り込みながら、移動診療車は走り続けます。



過去の勤務医コーナーの記事が
広島県医師会HPで読むことができます。

勤務医コーナー

検索



心臓血管疾患と歯科疾患をめぐる喫煙問題について

中国労災病院 心臓血管外科 季白 雅文

広島県歯科医師会ホームページ内の広島県歯科医師会禁煙宣言の6項目の下にある「禁煙ノススメ」をご覧ください。広島県民357人を対象にした「平成26年度喫煙と口腔内状況及び健康意識との関連性についての調査事業報告」より抜粋された内容です。以前より日本循環器学会の感染性心内膜炎の予防と治療に関するガイドライン(2017年改訂版)¹⁾内の詳細な病態説明図「う蝕の進行と敗血症の発生」「歯周病の進行と敗血症の発生」や禁煙ガイドライン(2010年改訂版)²⁾の歯科・口腔外科疾患などにより、心臓血管疾患と歯科疾患との関連を調べる中で、多くの開業歯科医院や日本歯科医師会などの歯科関連学会ホームページ内より循環器疾患との関連で口腔の健康と全身の健康にかかわる情報を得て、実際の診療に生かせる工夫を考えておりました。

広島県医師会禁煙推進委員会に参加させていただくことになったこの数年間で、広島県医師会ホームページ内の禁煙コーナーや日本禁煙学会からたくさんの喫煙に関する情報を知るようになり、歯疾患と喫煙の関連情報にも触れるようになりました。今年還暦となった私自身は28本の歯を保持しておりますが、以前からうすうす感じていた通り、「禁煙ノススメ」の喫煙と残歯数の関係では、70歳代の残歯数は平均14.4本と喫煙者と非喫煙者で8.5本の差がついておりました。また、喫煙者の歯茎の健全な人は非喫煙者の約7分の1、重症の歯周病の罹患率でも喫煙者は非喫煙者の約3.3倍で、喫煙の口腔内健康への重大な影響は明らかでした。喫煙者の多くは食後の喫煙は特においしいと言われており、一服後に歯磨きをする習慣があるのか疑問に思っておりました。日本歯科医師会ホームページでは、歯磨きの目的は食べ物のカスなどを取り除き、付着した歯垢を除去するなど、食事で汚れた歯をきれいにするすることで、就寝中は

歯磨きや歯周病の原因である細菌が増えるため毎食後と就寝前の歯磨きを推奨しています。

令和2年3月備北地域保健対策協議会の健康ひろしま21推進専門部会*（備北地域歯科保健推進会議、*平成31年度改編）による40歳と60歳を対象とした歯科保健アンケート調査報告書の歯磨きの頻度の結果は、1日3回（食後かどうかは不明）は40～49歳で27.3%、60～69歳で23.6%と、毎食後と就寝前の歯磨きをされている方は3分の1に満たない結果でした。実際に当科の心臓血管手術後に通院されている方にお聞きしますと、歯磨き頻度は1日1～2回で、食後に口腔内への残食物を取り除くことで歯周病や歯菌を予防し心臓血管に感染を防ぐ^{3) 4)}といった発想はなく、歯科への定期的な受診と口腔内健康への意識付けを改めてしていただくよう強めています。今後も口腔内健康と喫煙に関する情報収集と情報提供を続けたいと思います。

- 1) 日本循環器学会：感染性心内膜炎の予防と治療に関するガイドライン（2017年改訂版）
- 2) 日本循環器学会：循環器病の診断と治療に関するガイドライン（2009年度合同研究班報告）禁煙ガイドライン（2010年改訂版）
- 3) 歯周病は心臓病の発症リスクを高める：Wu T, Trevisan M, Genco RJ et al: Periodontal disease and risk of cerebrovascular disease: the first national health and nutrition examination survey and its follow-up study. Arch Intern Med, 2000; 160: 2749-55.
- 4) 動脈硬化を起こした人の冠動脈壁から歯周病菌が見つかる：Ishihara K, et al : Correlation between detection rates of periodontopathic bacterial DNA in carotid coronary stenotic artery plaque and in dental plaque samples. J. Clin. Microbiol., 42:1313-1315, 2004.

広島医学コーナー

「広島医学」76巻4号(4月28日発行)の論文等掲載を次のように予定しております。
ぜひ、ご精読ください。

	論文名	著者	所属
図説	肝細胞癌に対する肝臓移植の現状 －新Japan基準の施行－	大平 真裕 他	広島大学大学院医系科学研究科 消化器・移植外科学
原著	吉島病院で回復期診療を行った重症COVID-19肺炎後患者の後方視的検討	尾下 豪人 他	国家公務員共済組合連合会吉島病院 呼吸器内科
症例報告	Roux stasis症候群に対してW-EDチューブが有効であった1例	小島 康知 他	国家公務員共済組合連合会吉島病院 NST
症例報告	16歳男性に発生した硬化性肺胞上皮腫の1切除例	小林 昌央 他	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター 初期臨床研修医
症例報告	非結核性抗酸菌症、肺アスペルギルス症の治療後病変に肺腺癌を認めた1例	高見奈都子 他	マツダ株式会社マツダ病院 卒後臨床研修センター
症例報告	当院におけるCOVID-19罹患後症状(新型コロナウイルス感染症後遺症)の報告	中原 恭子 他	医療法人社団女性クリニックラポール
学会 だより	第67回広島循環器病研究会		
編集後記		三好 博史	

※ 広島医学会が発行する学術雑誌「広島医学」は、昭和23年創刊以来、若い医師会員の医学研究成果を発表する登竜門でもあり、実地医家のために医学技術の新しい知見を修得する場として、毎月1回発行しております。

広島医学へ積極的に論文等をご投稿くださるようお願いし、学術雑誌としてより評価の高いものを目指したいと思います。

広島医学編集委員会

委員長 田中 信治

委員一同

HMネットに参加して地域医療連携を広げよう!!

ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)は、診療情報や処方情報、健診情報などを共有し、円滑な地域医療連携を実現することを目標としております。HMネットに参加して地域医療に貢献しましょう。

参加書類のダウンロード

<https://www.hm-net.or.jp/koubo/koubo.zip>

HMネット

検索

参加医療機関の導入事例紹介

<https://www.hm-net.or.jp/interview>

ひろげようHMネット

検索



イメージキャラクター
ぼぼじろー

広島県医師協同組合
情報

生命共済も

医師協なら

あんしん

プラスグループ生命共済

(日本医師休業共済会)

ドクターグループ生命共済

(全国医師厚生会)

団体保険の割引で
掛金が手ごろです。

**手ごろな
掛金**

ライフスタイルに合わせて
毎年保障額を見直せます。

**保険期間は
1 年**

健康状態の告知のみで
簡単に申し込みます。

**医師の診査
不要**

剰余金が生じた場合は
配当金を受け取れます。
※将来のお支払いをお約束するものではありません。

**剰余金は
配当されます**

病気やケガによる死亡や高度障害の際に
最大 **1 億 2,000 万円**まで保障する定期保険です。
会員の先生はもちろん、配偶者やお子様など
ご家族もご加入いただけます。

広島県医師協同組合

〒732-0057 広島市東区二葉の里 3-2-3 5 階

TEL (082)568-4511

FAX (082)261-6110

<http://www.hmca.or.jp/>

ishikyo@hmca.or.jp

ドクターバンク情報

令和5年4月25日現在

求人登録

職 種	診 療 科	件 数
医 師	内 科	9件
	整 形 外 科	3件
	外 科	1件
	脳神経外科	1件
	形 成 外 科	1件
	皮 膚 科	1件
	耳 鼻 科	1件
	精 神 科	1件

求職登録

職 種	診 療 科	件 数
医 師	内 科	4件
	泌 尿 器 科	1件
	産 業 医 (パート)	2件

求人・求職のお申し込み、お問い合わせは事務局へ
 ドクターバンク事務局 TEL : 082-261-6115
 広島市東区二葉の里三丁目2番3号 県医師会館5階

Web申込可

募 集 コ ー ナ ー

Web申込可

マークは広島県医師会ホームページからお申し込みいただけます

Web申込可

ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)
広島版PHR及びHM-Boxの機能説明会

ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)は「診療情報の開示・参照機能による連携」と「グループウェアを利用する連携」の2つで、医療介護福祉情報の連携を目指しております。

この度、「グループウェアを利用する連携」の中から広島版PHR及びHM-Boxについて機能説明会を開催させていただきます。

広島版PHRは、患者さんの薬局の調剤履歴、命の宝箱(救急・災害時医療情報)、体重・血圧などの自己測定記録、健診結果、検体検査データ(令和5年度中に開始)等を格納するネット上の電子手帳です。日々の診療時はもちろんのこと、初診オンライン診療時にもお薬情報やアレルギー等の患者さんの基本情報を確認できます。

HM-BoxはHMネットに参加しているユーザの間でファイルを保管・共有・送受できる機能です。広島県が運営したオンライン診療センターでは、遠隔診療を行う医師とスタッフ間で患者情報や処方箋の共有に活用されました。

説明会は3回開催しますが、内容は同じです。いずれかご都合の良い開催日にご参加ください。

また、現在HMネットに未加入の施設も説明会に参加できますので、奮ってご参加くださいますようお願いいたします。

日 時 第1回 ~~令和5年4月26日(水)~~ 19時00分(締切済)
第2回 令和5年5月13日(土) 15時00分
第3回 令和5年6月1日(木) 19時00分

開催方法 会場(広島県医師会館201会議室)とWeb(Zoom)によるハイブリッド形式

定 員 各回とも 会場50名、Web(Zoom)500名

申込方法 広島県医師会ホームページ「医師のみなさまへ」内の研修会参加登録フォームからお申し込みください。
https://www.hiroshima.med.or.jp/ssl/form/20230426_network/index.html

締 切 日 第1回 ~~令和5年4月19日(水)~~ (締切済)
第2回 令和5年5月2日(火)
第3回 令和5年5月25日(木)

そ の 他 Web(Zoom)参加の場合は、開催前日までにURLをお伝えするメールをお送りします。

問 合 せ 広島県医師会 広報情報課(TEL:082-568-1511)

第35回日本医師会主催「指導医のための教育ワークショップ」 （2023年7月8日（土）～9日（日））の開催

【趣 旨】

指導医としての教育能力を身につけることを目的として、日医会員のために、教育目標の設定、教育方法の立案および評価法の策定に重点を置いたワークショップを開催します。

なお、平成21（2009）年4月より、本ワークショップをはじめとする医師の臨床研修に係る指導医講習会を受講したことが医師臨床研修制度における指導医の必須要件となっている。

【主 催】 日本医師会

【テ ー マ】 研修医へのカリキュラム立案

【日 時】 2023年7月8日（土）9時00分～7月9日（日）17時15分

【会 場】 日本医師会館 5F会議室

【方 法】 2日間のワークショップ形式（講習時間16時間20分）
※宿泊の手配は受講者自身による。

【参 加 者】 32名
都道府県医師会推薦参加者（7年以上の臨床経験を有する者）
日本医師会員を優先。

【申込方法】 第35回日本医師会主催「指導医のための教育ワークショップ」確認書・参加希望申込書をメールでお送りいたしますので、**広島県医師会学術課宛にメール（gaku@hiroshima.med.or.jp）でお申込ください。**
申込多数の場合はご希望に添えない場合があります。2023年5月31日（水）までに参加者を確定し日本医師会より直接**e-mail**でご連絡があります。

【締 切】 広島県医師会締切日 2023年5月22日（月）17：00

【参加費用】 日本医師会員 4万円
都道府県医師会員／郡市区医師会員のみの会員 6万円
非会員 8万円
*事前振込みとし、開催前3日以降（7月6日以降）のキャンセルについては返金しない。

【修了証】 日本医師会主催「指導医のための教育ワークショップ」を修了した者に、「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」（平成16年3月18日付け医政発第0318008号）に基づく、日本医師会長、厚生労働省医政局長連名の修了証書を発行する。

【そ の 他】 日本医師会生涯教育制度 14.0単位、9カリキュラムコード
カリキュラムコード1, 4, 5, 6, 7, 10, 12, 15, 0

令和5年度アルコール依存症臨床医等研修のお知らせ

1 目的

アルコール依存症等の増加傾向を鑑み、アルコール依存症に関する医療、看護及び保健指導にあたる医師、保健師、作業療法士、看護師、精神保健福祉士等及び公認心理師に対して、アルコール依存症等に関する専門的な知識及び技術の研修を行いアルコール関連問題対策の充実に資する。

2 実施主体

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター

3 研修概要

各コース、次のとおり。令和5年度の研修では、保健師コースは開催されません。

コース	研修日程	受講資格
医師 (基礎)	オンデマンド 1月9日(火)～2月19日(月) オンライン 2月15日(木)、2月16日(金)、 2月19日(月)	精神科病院、一般病院、精神保健福祉センター、保健所等において、アルコール依存症等の医療及び保健指導に従事する医師
作業 療法士	オンライン 12月4日(月)～12月8日(金)	①精神科病院、一般病院等において、アルコール依存症者等に対する作業療法に従事する作業療法士 ②教育機関等においてアルコール依存症者等に対する作業療法に関する知識・技能を授けることに従事している者で作業療法士の資格を有する者
看護師	オンライン 8月28日(月)～8月31日(木)	精神科病院、一般病院等において、アルコール依存症者等に対する看護に従事する看護師及び准看護師 ただし、准看護師は3年間以上の経験を有する者
精神保健 福祉士等	オンライン 6月26日(月)～6月29日(木)	精神科病院、一般病院、精神保健福祉センター、保健所、福祉事務所及び社会復帰施設等において、アルコール依存症者等の相談、指導等に従事する精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー、社会福祉士等
公認 心理師	オンライン 6月12日(月)～6月15日(木)	精神科病院、一般病院、精神保健福祉センター、保健所、福祉事務所及び社会復帰施設等において、アルコール依存症等の相談、指導等に従事する公認心理師(施設基準において公認心理師とみなす臨床心理技術者を含む)

定員は医師コース130名程度、医師コース以外は50名程度の予定。

4 開催場所

オンライン、オンデマンドによる開催

インターネット環境等を確認の上、お申し込みください。

研修プログラム詳細については、久里浜医療センターホームページ(<https://kurihama.hosp.go.jp/>)をご覧ください。

5 申込方法等

受講希望がある場合は、次の提出書類に必要事項を記入のうえ、所属機関を経由して提出のこと。

提出書類	受講者申込書(様式1)及び所属長の推薦書(様式2) 様式は久里浜医療センターのホームページからダウンロード(https://kurihama.hosp.go.jp/)
提出先	受講希望者の所属する医療機関等の所在地が 広島市以外の場合は 広島県健康福祉局疾病対策課 〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL: 082-513-3069 (ダイヤルイン) FAX: 082-228-5256 広島市の場合は 広島市健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34 TEL: 082-504-2228 (ダイヤルイン) FAX: 082-504-2256
提出期限	令和5年4月28日(金)必着

6 問合せ先

○申込みについて → 各提出先へお問合せください。

○研修内容について → 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター教育情報部

TEL: 046-848-1550 FAX: 046-813-0638

令和5年度特定健診・特定保健指導に関する 人材育成研修会【基礎編】

1 目 的

「標準的な健診・保健指導プログラム」に示された健診・保健指導の理念や内容を再確認し、事業を適切に企画、実践及び評価することができる人材の育成支援を目的とする。

2 主 催 広島県保険者協議会

3 研修対象者

- (1) 医療保険者に所属する医師、保健師、管理栄養士等の専門職及び事務職（担当者及び管理職）
- (2) 市町、保健所等において特定健診・特定保健指導を担当する保健師、管理栄養士等の専門職及び事務職（担当者及び管理職）
- (3) 県内の特定健診・特定保健指導実施機関で特定健診・特定保健指導に従事する医師、保健師、管理栄養士等の専門職及び事務職

4 研修日時・場所等

- (1) 日時 令和5年5月16日（火） 13：30～16：00
- (2) 開催方法 Zoom（ライブ配信）
- (3) 演題 「特定健診・特定保健指導の制度と意義 －第4期に向けて－」（仮）
- (4) 講師 大阪大学大学院医学系研究科環境医学（旧公衆衛生学）特任准教授 野口 緑 氏

5 申込方法

広島県保険者協議会ホームページに掲載している参加申込書をダウンロードし、必要事項を記載の上、令和5年5月8日（月）までにメールでお申込みください。

申込後の変更・欠席は、すみやかに広島県保険者協議会事務局まで連絡してください。

カメラやマイク等対応する機器が整わない方については、国保会館での受講が可能ですので、備考欄に「国保会館で受講希望」と記載してください。

6 受講料 無料

7 留意事項

- (1) カメラ及びマイクがあるデバイスを使用してください。デバイス1台につき2人までをおすすめします。
- (2) 研修会参加時は、カメラをオンにしてください。
- (3) 講演内容の録画、録音、撮影は一切お断り致します。
- (4) 講演資料の著作権は、作成者または作成者の所属する組織が所有し、著作権法によって保護されています。著作権所有者の許可なく複製、二次利用することはできません。
- (5) 参加者みなさまが気持ちよく参加できるように、ご協力をお願いします。

8 研修会の参加方法

研修会の参加に必要なID、パスコード等については、5月12日頃に申込の際に使用されたメールアドレスに送信しますので、ブラウザを起動し、ZoomのホームページからID、パスコードを入力することで参加が可能です。

なお、出席状況を把握するため、本協議会が申込後に指定するユーザー名を使用して入室してください。

9 そ の 他

- (1) ユーザーアカウント数に限りがありますので、超過した場合は人数調整を行います。
- (2) 録画配信は行いません。
- (3) 本研修会は、修了証を発行していません。

10 申込み先及び問合せ先

広島県保険者協議会事務局（広島県国民健康保険団体連合会 保健事業課内）

担当者：狩野（かりの）

電 話：082-554-0772 E-mail：jigyoku@hiroshima-kokuho.jp

11 広島県保険者協議会ホームページ

<https://www.hiroshima-kokuhoren.or.jp/hokensya/>



～令和5年度 依存症治療指導者養成研修・ 依存症相談対応指導者養成研修 及び地域生活支援指導者養成研修のお知らせ～

1 目的

平成29年度から開始された「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」の一環として開催され、県等における依存症の支援に必要な人材育成を推進し、指導的な役割を果たす者を養成することを目的としており、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症、ゲーム障害を対象とした、依存症患者や家族に対する治療・相談等に係る研修です。

2 実施主体

依存症対策全国センター及び独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター

3 研修概要

(1) 依存症治療指導者養成研修

依存症専門医療機関等において、依存症の治療に当たる医療従事者を対象とした、専門性を向上させるための研修

(2) 依存症相談対応指導者養成研修

県精神保健福祉センター等において、依存症の相談支援に当たる職員を対象とした、依存症患者や家族等からの相談への対応力を強化するための研修

(1)・(2)の研修日程

研修名			開催日	実施方法	定員	申込締切日(必着)
アルコール依存症			令和6年1月25日(木)～1月26日(金)	Zoomによる オンライン研修	100名	5月19日(金)
薬物依存症			7月11日(火)～7月12日(水)		190名 (※)	
ギャンブル等依存症			令和6年1月18日(木)～1月19日(金)		400名	
ゲーム依存	治療指導者	第1回	10月5日(木)～10月6日(金)		70名	
		第2回	令和6年2月1日(木)～2月2日(金)		70名	
	相談対応指導者		11月30日(木)～12月1日(金)		70名	

※ 薬物依存の定員については、地域生活支援指導者養成研修と併せて190名とする。

(3) 地域生活支援指導者養成研修

県、市町において、依存症患者等の地域における生活の支援を行う者(障害者福祉サービス事業者、相談支援事業者等)を対象とした依存症の特性を踏まえた支援についての研修

研修名	開催日	実施方法	定員	申込締切日(必着)
アルコール依存症	令和6年2月5日(月)	Zoomによる オンライン研修	60名	5月19日(金)
薬物依存症	7月11日(火)		190名 (※)	
ギャンブル等依存症	11月16日(木)		60名	

※ 薬物依存の定員については、治療指導者・相談対応指導者養成研修と併せて190名とする。

4 お問合せ及び受講申込み書類の提出先

○研修内容について→依存症対策全国センターホームページ(<https://www.ncasa-japan.jp/>)

○申込みについて →受講希望者の所属する医療機関等の所在地が

広島市以外の場合は

広島県健康福祉局疾病対策課

<〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL:082-513-3069>

広島市の場合は

広島市健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課

<〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34 TEL:082-504-2228>

がん患者向け アピアランスケア公開講座のご案内

広島県では、がん治療による外見の変化に起因する、がん患者の心理的及び経済的負担の軽減を通じて、社会参加を促進し療養生活の質の向上を図ることを目的に、令和4年度から広島県がん患者ウィッグ購入費助成事業を実施しています。さらに、がん患者の生活の質の向上を図るために、次のとおり公開講座を開催しますので、是非ご参加ください。

1. 日 程 令和5年6月1日(木) 16時～16時50分
2. 方 法 Zoomウェビナーによるオンライン開催
3. 定 員 300名
4. 募集期間 令和5年5月22日(月)まで
5. 対 象 者 (1) がん患者
(2) がん治療及びがん患者等への情報提供・相談支援に携わる医療関係者 等
6. 参 加 費 無料
7. 主 催 者 広島県
8. 内 容 (予定)

時 間	内 容
16:00～16:05	開会挨拶及び講師紹介(広島県健康福祉局健康づくり推進課)
16:05～16:35	(1) 治療に伴う見た目の変化へのケア～治療中でも自分らしく～ アピアランスケアに関する基礎知識をはじめ、がん治療に伴う様々な外見の変化による苦痛を緩和するための方法やウィッグ購入の際のポイントについて解説いただきます。 【講師】 東京大学医学部附属病院 がん相談支援センター 医師(相談員) わけだ たかこ 氏
16:35～16:40	質疑応答
16:40～16:45	(2) 広島県がん患者ウィッグ購入費助成事業の概要 助成事業の対象となる要件や、申請時の留意点などについて、実際の様式等を示しながら説明します。 【説明】 広島県健康福祉局健康づくり推進課がん医療・共生グループ
16:45～16:50	質疑応答及び閉会

9. 参加申込フォーム

次の県サイト「広島がんネット」から申込フォームにアクセスし、お申し込みください。



※広島がんネットーがんとの共生ーアピアランスケア(ウィッグ購入費助成)ー公開講座

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/kyousei-appearance-kouza.html>

※「申し込み方法」からZoomウェビナーの申込フォームにアクセスできます。

※申込後、参加決定メールが届きます。(届かない場合は問い合わせ先まで御連絡ください。)

【問い合わせ先】

広島県健康福祉局健康づくり推進課がん医療・共生グループ(担当者 梶川)

■TEL: 082-513-3093 ■メール: fukensui@pref.hiroshima.lg.jp

第54回産業医学講習会

認定産業医が本講習会を受講されますと更新研修3単位、専門研修13.5単位が取得できます。ただし、新規に認定産業医を申請するための基礎研修の単位は取得できません。

また、本講習会を3日間受講された方には修了証が交付され、労働衛生コンサルタントの筆記試験が免除になります。

記

- I. 主 催** 日本医師会
後 援 厚生労働省、中央労働災害防止協会、産業医学振興財団
II. 開 催 日 令和5年7月15日(土)～7月17日(月)
III. 会 場 日本医師会館 大講堂(〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16)
IV. 受講資格 日本医師会会員または日本医師会認定産業医
V. 受講人数 400人
VI. 受 講 料 日本医師会会員 18,000円(税込み)※
日本医師会非会員 27,000円(税込み)

※受講料支払手続時点で本会所属が確認できた場合のみ、会員料金となります。

VII. 申込方法

- ①受講希望者は、「全国医師会産業医部会連絡協議会」webサイト掲載の抽選申込専用webページより申してください。詳しくは下記URLをご参照ください。
■「全国医師会産業医部会連絡協議会」webサイト(<https://www.sangyo-doctors.gr.jp/>)
お申込にかかる問合せ先として、下記(XI)の通り、専用ダイヤルを開設します。
- ②申込受付期間は、5月8日(月)9時30分～5月19日(金)23時59分までとし、**『抽選』にて受講者を確定します。**
- ③**3日間、同一の席での受講となります。(座席指定は承れません)**
- ④抽選結果(当選、落選)につきましては、5月下旬以降(予定)にお申込み時に登録いただきましたメールアドレス宛にメールにてご連絡致します。当選された場合、メールをご参照の上、本申込および期日までに受講料のお支払いをお願い致します。なお、期日までに支払いがなかった場合、受講を辞退されたものとして取り扱いますので、ご注意ください。
- ⑤入金確認ができ次第、申込完了メールを送信致します。本メールを参照の上、受講票のダウンロードをお願い致します(講習会当日は、必ずご持参願います)。
- ⑥**申込完了後のキャンセルにつきましては、返金対応し兼ねますので何卒ご容赦願います。**

VIII. 生涯研修取得単位

講習会開催日が有効期間内の認定産業医には次の生涯研修単位を後日発行いたします。なお、新規に認定産業医を申請するための基礎研修の単位は取得できません。

- 【1日目】** 7月15日(土) 午前の部：更新研修2単位／午後の部：更新研修1単位、専門研修2.5単位
【2日目】 7月16日(日) 午前の部：専門研修2単位／午後の部：専門研修4単位
【3日目】 7月17日(月) 午前の部：専門研修2.5単位／午後の部：専門研修2.5単位

IX. 託児所

講習会開催期間中、日本医師会館内に託児所(無料・定員5名程度)を設置する予定です。託児所をご希望される方は、本申込時に該当箇所へチェックをお願い致します(事前の申込みがない場合、託児所のご利用はできません)。また、定員数を超えてのお申し込みがあった場合、ご利用いただけない場合もあることを、予めご了承ください。

X. 昼食会場等

小講堂を昼食会場として提供いたします(本申込完了者に別途ご案内いたします)。**講習会会場(大講堂)でのお食事はできません。**

XI. ①申込方法・入金確認等に関する問合せ

講習会専用ヘルプデスク TEL: 03-6742-0320

(ヘルプデスク: 令和5年5月8日開設予定)

※受付時間: 平日 9時30分～18時(土、日、祝日は除く)

②認定産業医制度・運営に関する問合せ

日本医師会健康医療第一課 TEL: 03-3942-6138

※受付時間: 平日 9時30分～17時30分(土、日、祝日は除く)

新型コロナウイルスにより中止となる可能性があります。詳細は主催者にご確認ください。

学術講演会・学会ガイド

注) 申込受付を過ぎたものも予定に掲載しております

※日医生涯教育講座承認待ちのものを含む

4月の予定

25	火	㊦ 呉内科会学術講演会 ㊦ 第145回尾道消化器病同好会
26	水	㊦ 安佐学術講演会 ㊦ 第313回竹原地区医師会学術講演会 ●ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット) 広島版PHR及びHM-Boxの機能説明会 →P39
27	木	㊦ 安芸学術講演会 ㊦ 三原市医師会学術講演会 —SGLT2阻害薬と患者さんの未来を考える会— ㊦ 第286回尾道総合病院オープンカンファレンス ●福山市民病院オープンカンファレンス
28	金	
29	土	
30	日	

5月の予定

1	月	
2	火	
3	水	
4	木	
5	金	
6	土	
7	日	
8	月	

5月の予定

9	火	㊦ 第82回広島北キャンサーネット研修会 ●第213回小児科研修会
10	水	㊦ 第1回かかりつけ医の為に循環器疾患Webセミナー ㊦ 第98回安佐消化器病フォーラム
11	木	㊦ 第357回公立みつぎ総合病院オープンカンファレンス
12	金	
13	土	●ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット) 広島版PHR及びHM-Boxの機能説明会 →P39
14	日	
15	月	
16	火	●広島記念病院 地域医療従事者研修Web研修会 ●令和5年度特定健診・特定保健指導に関する人材育成研修会【基礎編】 →P42
17	水	
18	木	㊦ 備北地区高血圧講演会 ㊦ 第332回世羅郡医師会学術講演会 ㊦ 広島市佐伯区医師会学術講演会 ●T2DM Forum in 尾道 ●第16回北部医療センター安佐市民病院Web講演会
19	金	
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	㊦ 呉内科会学術講演会 ●第69回広島乳腺超音波診断カンファレンス
24	水	

※ ㊦は日医生涯教育講座として県医師会が認定したものです。

※ 単位の配分につきましては、主催者にお問い合わせください。

※ 広島県医師会館駐車場減免区分 1: 減免対象 2: 要医師資格証 3: 減免なし

お詫びと訂正

広島県医師会速報 第2548(令和5年4月15日)号に掲載いたしました学術講演会・学会ガイドのカレンダー(p.61)に誤りがありました。お詫びして訂正申し上げます。

(誤) 5月4日(木) 令和5年度 母体保護法指定医師研修会

(正) 6月4日(日) 令和5年度 母体保護法指定医師研修会

学術講演会

※演題に対する単位の配分は、主催者にお問い合わせください。

目 呉内科会学術講演会

と き 4月25日(火) 午後7時10分

ところ 呉阪急ホテル 皇城 Web配信

演題と講師

疲労倦怠や食欲不振を訴えた症例に対する漢方薬の検討
医療法人財団額田記念会 額田記念病院 副院長
整形外科 漆原 信夫

主 催 呉内科会

連絡先 呉市医師会 TEL 0823-22-2326

単 位 1 コード 83

目 第145回尾道消化器病同好会

と き 4月25日(火) 午後7時15分

ところ 尾道国際ホテル Web配信

一般演題 2題

レクチャー

視野確保困難例における内視鏡用視野確保ジェルの有用性
JA尾道総合病院 消化器内科

主任部長

小野川 靖二

主 催 尾道消化器病同好会

連絡先 尾道市医師会 TEL 0848-25-3151

単 位 0.5 コード 50

目 安佐学術講演会

と き 4月26日(水) 午後7時

ところ Web配信

演題と講師

糖尿病薬物療法2023

－新規治療薬イメグリミンを中心に－
内科(糖尿病) 久安医院

院長

大久保 雅通

主 催 安佐医師会

連絡先 同上 TEL 082-873-1840

単 位 1 コード 76

目 第313回竹原地区医師会学術講演会

と き 4月26日(水) 午後7時

ところ 竹原市保健センター Web配信

演題と講師

不眠治療の始めの一步 －最近、眠れていますか？－

広島赤十字・原爆病院 循環器内科

部長

岡田 武規

主 催 竹原地区医師会

連絡先 同上 TEL 0846-22-9377

単 位 1.5 コード 20

目 安芸学術講演会

と き 4月27日(木) 午後7時

ところ 安芸地区医師会館 大会議室 Web配信

演題と講師

「内科力」をさらに高めるてんかんのフィジカルとロジカル
広島大学病院 脳神経内科 助教 音成 秀一郎

主 催 安芸地区医師会

連絡先 同上 TEL 082-823-4931

単 位 1 コード 35

目 三原市医師会学術講演会

－SGLT2阻害薬と患者さんの未来を考える会－

と き 4月27日(木) 午後7時

ところ 三原シティホテル Web配信

演題と講師

エビデンスを考慮した糖尿病治療薬および慢性心不全治療薬としてのSGLT2iの臨床有効活用

森山記念病院 循環器内科 循環器センター長

東京大学附属病院 循環器内科

清 末 有 宏

主 催 三原市医師会

連絡先 同上 TEL 0848-62-2283

単 位 1 コード 76

目 第286回尾道総合病院オープンカンファレンス

と き 4月27日(木) 午後6時30分

ところ JA尾道総合病院 附属館 会議室C・D

演 題

当院の膝関節診療－保存療法を中心に－

※要申込

主 催 JA尾道総合病院

連絡先 同上(総務課) TEL 0848-22-8111

単 位 0.5 コード 9

福山市民病院オープンカンファレンス

と き 4月27日(木) 午後6時

ところ 福山市民病院 Hall CoRe (ホールコア)

Web配信 (Zoom)

演 題

多職種チームで行う高齢者の周術期支援

－周術期支援に関する診療報酬改定の内容も含めて－

主 催 福山市民病院教育研修委員会

連絡先 福山市民病院(病院総務課:松本)

TEL 084-941-5151

目 第82回広島北キャンサーネット研修会

と き 5月9日(火) 午後7時

ところ Web配信

演題と講師

いちからわかる膀胱診療

広島市立北部医療センター安佐市民病院 消化器内科
部長 行 武 正 伸

主 催 広島市立北部医療センター安佐市民病院

連絡先 同上(がん相談支援センター)

TEL 082-815-5533

単 位 0.5 コード 53

第213回小児科研修会

と き 5月9日(火) 午後7時

ところ 舟入市民病院 会議室

演題と講師

自閉症スペクトラム症を伴った難治性アトピー性皮膚炎
の症例

広島赤十字・原爆病院 小児科 松 本 千奈美

元氣に見えても救急疾患!

ますだ小児科

藤 井 祥 子

主 催 知愛会

連絡先 舟入市民病院(小児科:岡野)

TEL 082-232-6195

目 第1回かかりつけ医の為の循環器疾患Webセミナー

と き 5月10日(水) 午後7時

ところ Web配信

演題と講師

最近の不整脈治療について

－食道合併症とPPIも含めて－

広島大学大学院医系科学研究科 循環器内科学

教授

中 野 由紀子

主 催 東広島地区医師会

連絡先 同上 TEL 082-422-3810

単 位 1 コード 43

目 第98回安佐消化器病フォーラム

と き 5月10日(水) 午後7時

ところ 広島市立北部医療センター安佐市民病院 講堂

Web配信 (Microsoft Teams)

演題と講師

IVR(画像下治療)の紹介

広島市立北部医療センター安佐市民病院

放射線科診断科

石 川 雅 基

※要申込

主 催 安佐消化器病フォーラム

連絡先 安佐市民病院(永田)

TEL 082-815-5211

単 位 1 コード 9

第357回公立みつぎ総合病院オープンカンファレンス
と き **5月11日(木) 午後6時30分**

ところ 公立みつぎ総合病院 講義室
演 題

COVID-19クラスター経験の振り返り
ーリハビリ部門を含めてー

主 催 公立みつぎ総合病院
連絡先 同上 ☎ 0848-76-1111
単 位 0.5 コード 8

広島記念病院 地域医療従事者研修Web研修会
と き **5月16日(火) 午後6時30分**

ところ Web配信 (Microsoft Teams)
演題と講師

大腸癌について
広島記念病院 外科 倉 岡 憲 正

主 催 広島記念病院
連絡先 同上 ☎ 082-292-1271

備北地区高血圧講演会
と き **5月18日(木) 午後6時50分**

ところ 市立三次中央病院健診センター 講堂
Web配信 (Microsoft Teams)

演題と講師

心不全を考慮した高血圧治療
ーARNI200例処方から見えてきたことー
玉島中央病院 循環器内科 部長 三 好 章 仁

主 催 三次地区医師会
連絡先 同上 ☎ 0824-62-1108
単 位 1 コード 74

第332回世羅郡医師会学術講演会
と き **5月18日(木) 午後7時**

ところ Web配信
演題と講師

てんかんの鑑別診断ー高齢者を中心にー
脳神経センター大田記念病院 脳神経外科 片 桐 匡 弥

主 催 世羅郡医師会
連絡先 同上 ☎ 0847-22-1148
単 位 1 コード 35

広島市佐伯区医師会学術講演会
と き **5月18日(木) 午後7時**

ところ Web配信
演題と講師

小児アトピー性皮膚炎の管理
すがい こどもクリニック 院長 菅 井 和 子

主 催 広島市佐伯区医師会
連絡先 同上(角保) ☎ 082-921-4800
単 位 1 コード 26

T2DM Forum in 尾道
と き **5月18日(木) 午後7時**

ところ Web配信 (Zoom)
特別講演

臨床データから考えるSGLT2阻害薬の有効性と安全性
ーEMPA-ELDERLYを踏まえてー

岐阜大学大学院医学系研究科 内科学講座

糖尿病・内分泌代謝内科学

膠原病・免疫内科学 教授

矢 部 大 介

※要申込

主 催 T2DM Forum in 尾道

連絡先 尾道市医師会 ☎ 0848-25-3151

第16回北部医療センター安佐市民病院Web講演会
と き **5月18日(木) 午後7時**

ところ Web配信

演題と講師

年々進化する肺癌薬物療法

広島市立北部医療センター安佐市民病院 腫瘍内科

呼吸器内科 がんゲノム診療科 北 口 聡 一

主 催 広島市立北部医療センター安佐市民病院

連絡先 同上(医療支援センター)

☎ 082-815-5211

呉内科会学術講演会

と き **5月23日(火) 午後7時10分**

ところ 呉阪急ホテル 皇城 Web配信

演題と講師

RA 薬物治療 up date

広島大学病院 リウマチ・膠原病科

教授

平 田 信太郎

主 催 呉内科会

連絡先 呉市医師会 ☎ 0823-22-2326

単 位 1 コード 73

第69回広島乳腺超音波診断カンファレンス
と き **5月23日(火) 午後7時**

ところ 県立広島病院 講堂 Web配信

症例検討 2例

ミニテスト

※要申込

主 催 広島乳腺超音波診断研究会

連絡先 県立広島病院 (消化器・乳腺外科：野間)

☎ 082-251-1818

厚生労働省版

禁煙支援マニュアル (第二版) 増補改訂版

厚生労働省(健康局健康課)において、禁煙支援マニュアル(第二版)増補改訂版がとりまとめられました。日常の禁煙指導にお役立てください。

なお、内容は厚生労働省ホームページ「たばこと健康に関する情報ページ」で閲覧することができます。

◆禁煙支援マニュアル

URL <https://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/kin-en-sien/>

新型コロナウイルスにより中止となる可能性があります。詳細は主催者にご確認ください。



Web申込可 マークは広島県医師会ホームページからお申し込みいただけます。

【今号の学会案内】

- 令和5年度 母体保護法指定医師研修会

令和5年度 母体保護法指定医師研修会



母体保護法指定医師の新規申請および更新申請には本研修会の受講が必須です。日本産婦人科医会研修参加証(シール)も交付されます。以下のとおりご案内いたしますのでぜひご参加ください。

日時 令和5年6月4日(日) 午後2時より

場所 広島県医師会館1階ホール・Web同時配信
(広島市東区二葉の里3-2-3 TEL: 082-568-1511)

対象 広島県の母体保護法指定医師ならびに広島県で新規申請を希望する医師

受講料 広島県医師会会員: 無料
広島県医師会非会員: 10,000円※
※請求書を送付します。研修会開催日までにお振込がない場合は受講できません。

定員 会場参加: 100名 Web: 300名

申込締切 令和5年5月10日(水) 必着

申込方法 <https://onl.sc/Cmffz3m> にアクセスしていただくか、別紙申込み用紙によりお申し込みください。

単位 日本医師会生涯教育講座(cc6: 0.5単位、cc7: 1単位、cc3: 1単位)
日本産科婦人科学会 参加単位
日本産婦人科医会 参加単位
日本専門医機構 研修会参加1単位・共通講習2単位※
※Web参加の場合、専門医共通講習単位取得のためには、各講演に関する問題に80%以上の正解が必要です。回答方法は追ってご連絡いたします。

注意事項 必ずお読みください

- ・途中参加、途中退出した場合は受講を認めません。
- ・代理出席、不正などが認められた場合には、指定取消等の処分を行います。
- ・会場参加の方は医師資格証や運転免許証等の身分証明書をご持参ください。
- ・広島県医師会非会員の先生は有料です。お申し込みを確認後、事務局より請求書を送付しますので、期日までにお振り込みください。

内 容

1. 母体保護法に関するもの
- ①「令和4年度 家族計画・母体保護法指導者講習会」伝達講習
心の問題を考える～その後のサポートへ繋げるために～
講師：広島県産婦人科医会 常務理事 本田 裕 先生
- ②母体保護法の趣旨と適正な運用
講師：広島県産婦人科医会 会長 豊田 紳敬 先生
2. 医療安全・救急処置に関するもの
産科危機的出血の特徴と対応
講師：埼玉医科大学 名誉教授 関 博之 先生
3. 生命倫理に関するもの
臨床医が知っておくべき医療倫理の基礎知識～経口中絶薬導入に伴う留意点～
講師：日本産婦人科医会 常務理事 石谷 健 先生

主 催 広島県医師会

共 催 広島県産婦人科医会・広島産科婦人科学会

広島県医師会 保険医事課 行
(FAX：082-568-2112)



令和5年度 母体保護法指定医師研修会 参加申込書

参加方法	☐ 会場 ・ ☐ Web
母体保護指定医番号	034 - - -
医籍登録番号	
氏名（ふりがな）	()
医療機関名	
E-mailアドレス	
携帯番号	
広島県医師会	☐ 会員（無料） ・ ☐ 非会員（受講料10,000円）
日本産科婦人科学会 会員番号	

前ページの【注意事項】を確認しました ☐ ←チェックがない方はお申し込みをいただくことができません

編集室

人さし指にご用心

3月19日の日曜日、朝から晴天でした。ベランダから宮島方面に目をやると、視界に突然大きな物体が飛び込んできました。寝起きの目をこすりもう一度よく見ると、それは五日市埠頭に接岸した大型客船でした。

久しぶりに見ると「圧巻!」。寄港スケジュールを調べてみると「ノーティカ」、マーシャル船籍の客船でした。乗客定員は684名とやや小ぶりですが「世の中少しずつ日常に戻ってきている…」と実感した瞬間です。そして4月6日、「ダイヤモンドプリンセス」が同じく五日市埠頭に接岸、翌日の新聞で知りました。この日は残念ながら悪天候でしたが乗客2,300人はバスやタクシーで平和公園・宮島を観光したそうです。

2020年2月、すべてはここから始まりました。2月23日の天皇誕生日は当番医でした。まだ十分な情報がない中、診察手順を繰り返しシミュレーションし不安の中当日を迎えました。今思い返そうとしてもなぜか当日の記憶はほとんどありません。

現在国内は、5月8日からの5類への移行に向けて準備が進んでいます。

マスク着用も3月13日から個人の判断となりました。

今でこそ、容易に入手できますが、当時一気に襲ってきた「マスク不足」。

薬局はもちろん、ネットからもマスクは消えました。こうなったらリサイクルしかない、と、サージカルマスクを洗ってみました。人生初の経験でしたが試行錯誤の結果油汚れに強い食器用洗剤、これはわねながら名案でした。高温殺菌!と

ばかりにスチームアイロンも試してみましたが、これもなかなかの出来栄え。有効性は?と問われると返答に窮しますが、ないよりはましと居直りました。

そのような中、今でも忘れられない出来事が。まだ寒い時期でした、TVでは早朝からマスクを求めて並ぶ方々の映像が繰り返し流れていました。

ある日、定期の診察に来られた年配の患者さんが「どうぞ使ってください」と、紙袋から取り出されたのはひと箱のマスクでした。東京のお孫さんのため、朝早くから並べようやく手に入れた貴重なひと箱。今思い出しても胸が熱くなります。

HER-SYS入力画面の右下の数字、最近になって発見しました、おそらく当院での登録数です。4月14日時点で1,133人。多くの方と関わりましたが、今日まで無事に診療が続けられたのは、やはりマスクのおかげと思います。

コロナ禍ですっかり出不精となっていました。必要に迫られネットでの買い物が得意となりました。週末、お気に入りのビールやワインを片手にパソコンの前に座りますと、不思議な事にマウスに添えた人さし指が勝手に動きはじめます。数日後、身に覚えのない商品が届いて一瞬「?」。

よみがえる記憶に思わず苦笑いです。皆さまはこんな経験ありませんか?いつかこの「危険な人さし指」が高額商品をポチッとするのはないかと、本気で心配している今日この頃です。

(河村 りゅう)

広島県医師会速報 2023年(令和5年)4月25日

- 発行所／一般社団法人 広島県医師会 〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2番3号 TEL:082-568-1511 FAX:082-568-2112
広島県医師会HP <https://www.hiroshima.med.or.jp/> E-mail: kouhou@hiroshima.med.or.jp
- 編集者／広島県医師会 松村 誠
(広報委員) 豊田 紳敬、上野 宏泰、加藤 誓、河村りゅう、児玉 篤、先本 秀人、住居見太郎、
田中 民江、谷 充理、西江 学、原田和歌子、岩崎 泰政、平尾 健、正岡 良之
- 印刷所／レータプレス株式会社 〒739-1752 広島市安佐北区上深川町809番地の5 TEL:082-844-7500 FAX:082-844-7800